

第 4 回

熊本県議会

決算特別委員会会議記録

令和2年10月16日

(令和元年度決算)

(環境生活部・商工労働部・観光戦略部)

閉 会 中

場所 全 員 協 議 会 室

第 4 回 熊本県議会 決算特別委員会会議記録

令和2年10月16日(金曜日)

午前10時0分開議
午前11時21分休憩
午後0時59分開議
午後2時30分閉会

本日の会議に付した事件

- 議案第35号 令和元年度熊本県一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第36号 令和元年度熊本県中小企業振興資金特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第40号 令和元年度熊本県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第41号 令和元年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第48号 令和元年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第49号 令和元年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計歳入歳出決算の認定について

出席委員(12人)

- 委員長 田代国広
- 副委員長 高木健次
- 委員 松田三郎
- 委員 小早川宗弘
- 委員 磯田毅
- 委員 河津修司
- 委員 西山宗孝
- 委員 竹崎和虎
- 委員 池永幸生
- 委員 城戸淳

委員 本田雄三
委員 荒川知章

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

環境生活部

部長 藤本 聡

政策審議監

兼環境政策課長 松岡 正之

環境局長 小原 雅之

県民生活局長 無田 英昭

水俣病保健課長 原田 義隆

首席医療審議員 山口 喜久雄

水俣病審査課長 坂野 定則

環境立県推進課長 財津 和宏

環境保全課長 葉山 清春

自然保護課長 前田 隆

循環社会推進課長 小原 正巳

くらしの安全推進課長 田元 雅文

消費生活課長 枝國 智子

男女参画・協働推進課長 木村 和子

人権同和政策課長 緒方 克治

商工労働部

部長 藤井 一恵

政策審議監

兼商工雇用創生局長 三輪 孝之

産業振興局長 小牧 裕明

商工政策課長 臼井 洋介

商工振興金融課長 増田 要一

首席審議員

兼労働雇用創生課長 岡村 郷司

産業支援課長 大下 慶

エネルギー政策課長 上塚 恭司

企業立地課長 工藤 晃

観光戦略部

部長 寺野 慎吾
政策審議監 小金丸 健
首席審議員
兼観光交流政策課長 府 高 隆
観光企画課長 脇 俊也
観光振興課長 川 寄 典靖
販路拡大ビジネス課長 池 田 健三

出納局職員出席者

会計管理者兼出納局長 本 田 充 郎
会計課長 村 上 勲

監査委員事務局職員出席者

局長 富 永 章 子
監査監 林 田 孝 二
監査監 松 岡 貴 浩

事務局職員出席者

議事課主幹 山 本 さおり
議事課主幹 岡 部 康 夫

午前10時0分開議

○田代国広委員長 おはようございます。

それでは、ただいまから第4回決算特別委員会を開会いたします。

本日は、午前には環境生活部の審査を行い、午後から商工労働部、観光戦略部の審査を行うこととしております。

それでは、これより環境生活部の審査を行います。

まず、執行部の説明を求めた後に、質疑を受けたいと思います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のままで簡潔にお願いいたします。

それでは、環境生活部長から決算概要の総括説明を行い、続いて、担当課長から順次資料の説明をお願いします。

初めに、藤本環境生活部長。

○藤本環境生活部長 おはようございます。

令和元年度決算の説明に先立ちまして、前年度の決算特別委員会において御指摘のありました施策推進上改善または検討を要する事項等のうち、環境生活部関係の事項につきまして、その後の措置状況を御報告いたします。

指摘事項として、「有害鳥獣の捕獲、自然公園の施設整備等複数の部が所管する業務について、観光や農業等、関係各部・各課とさらに庁内の連携を図りながら、総合的な対策を全庁的に行うこと。」という御指摘をいただきました。本件につきましては、環境生活部、農林水産部、商工観光労働部の3部共通事項となっております。

有害鳥獣の捕獲につきましては、鳥獣被害対策に関する情報を収集、共有し、地域の主体的な取組を支援するため、農林水産部、健康福祉部、環境生活部、各広域本部、警察本部で構成する熊本県農林水産業鳥獣被害対策プロジェクト会議を設置し、関係各部の連携強化に取り組んでおります。令和元年度からは、新たに危機管理防災課を構成員とし、庁内の連携、情報共有化をさらに進めているところです。引き続き、このプロジェクト会議を通じ、有害鳥獣への総合的な対策に取り組んでまいります。

自然公園の施設整備については、昨年度、上益城地域振興局管内において、地域振興や観光振興を所管する総務振興課と連携し、インバウンドでの対応も念頭に、トイレの洋式化等の改修を行ったところです。今後も、観光等の視点も踏まえながら、関係各部と連携し、対応してまいります。

御指摘に係る措置状況については以上でございます。

続きまして、環境生活部の令和元年度決算の概要について御説明申し上げます。

説明資料の1ページをお願いいたします。

当部に関連する会計は、一般会計及び熊本

県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計の2会計でございます。

まず、歳入でございますが、最下段の予算現額145億4,600万円余に対しまして、調定額、収入済額は、ともに141億7,400万円余で、不納欠損及び収入未済はございません。

また、予算現額と収入済額との差額であります3億7,200万円余は、主にバイオマス利活用推進事業における補助対象事業の実績減に伴う国庫補助金の減及び事業繰越しによるものです。

次に、歳出でございますが、最下段の予算現額224億4,100万円余に対しまして、支出済額は214億2,500万円余、繰越額は5億400万円余、不用額は5億1,100万円余でございます。

不用額が生じた主な理由は、バイオマス利活用推進事業における補助対象事業の実績減及び水俣病総合対策事業における療養費が当初の見込みを下回ったことなどによるものです。

以上が令和元年度決算の概要でございます。

詳細につきましては、各課長が説明いたしますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○田代国広委員長 引き続き、各課長から説明をお願いします。

○松岡環境政策課長 環境政策課でございます。

最初に、今年度の定期監査において、環境生活部への指摘事項はございませんでした。

それでは、環境政策課の決算について御説明します。

説明資料の2ページをお願いいたします。

環境政策課は、一般会計における歳入がありませんので、歳出から御説明いたします。

上段の一般管理費は、災害対応等で人事課

から特別配当を受けました職員の時間外勤務手当などがございます。この項目につきましては、各部局の筆頭課に一括して計上することとなっております。

中段の公害対策費ですが、職員給与費のほか、環境生活部政策調整事業、水銀フリー推進事業などがございます。

不用額284万円余につきましては、新型コロナウイルスの影響によりまして、水銀フリー巡回展の中止に伴う執行残などによるものでございます。

下段の諸支出金は、後ほど説明いたしますが、チッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計への繰出金でございます。

続きまして、3ページをお願いいたします。

ここからが、チッソ関連の特別会計となります。

最初に、この特別会計の概要を御説明いたします。

患者補償に必要な資金や水俣・芦北地域振興財団等がチッソに対して行った資金の貸付けに係る県債の償還などを円滑に行うための特別会計でございます。

チッソへの金融支援につきましては、閣議了解による支援策に基づきまして、県が患者県債や一時金県債などを発行して貸付けを行い、償還に当たりましては、チッソの経常利益の中から県に返済を求めています。償還が不足する場合は、その8割を国庫補助金、残り2割を、全額交付税措置のあります特別県債を発行して、県の財源に充当することとなっております。

それでは、内容を説明させていただきます。

歳入につきましては、全ての項目で、不納欠損、収入未済はございません。

3ページ上段の公害防止事業費事業者負担金は、水俣湾の公害防止事業、いわゆるヘドロ立替債に係るチッソ負担金でございます。

款項目名ではちょっと分かりにくいのですが、備考欄の説明書きを御参照いただければと思います。

中段のチッソ貸付金元金、その下の利子で、合計11億2,400万円余は、水俣病認定患者に対する補償の支払いのために、チッソに貸し付けた貸付金の返済金でございます。

下段の旧水俣病問題解決支援財団への出資費2億7,600万円余は、いわゆる平成7年の一時金県債の元利償還のための繰入金でございます。

4ページをお願いいたします。

上段の支援措置費の一般会計繰入金12億5,300万円余は、特別県債の元利償還に必要な資金の繰入れ、下段の一般会計繰入金7億5,600万円余は、平成22年の特措法に基づきます一時金県債に係る元利償還の繰入金でございます。

歳入は以上でございます。

続いて、5ページ、歳出となります。

上段の水俣湾堆積汚泥処理事業費6,000万円余は、水俣湾の公害防止事業に係るヘドロ立替債の元利償還、下段のチッソ貸付金の5億3,600万円余は、患者補償に係る県債の元利償還に要する経費でございます。

6ページをお願いいたします。

上段の水俣病問題解決支援財団出資費は、元金、利子合わせて、計2億7,600万円余でございますが、平成7年一時金県債の元利償還に要する経費でございます。

下段の支援措置費のうち国庫納付金は、チッソからの支払い猶予債務に係る国庫返納金で11億5,400万円余となっております。

7ページをお願いいたします。

上段の公債費12億5,300万円余は、特別県債の元利償還に要する費用でございます。利子償還に不用額20万3,000円ありますが、これは、予算要求時点の想定利率と実際の約定利率の差によるものでございます。

下段の一時金支払関係支援費7億5,600万

円余は、平成22年の特措法に伴う一時金県債の元利償還でございます。

環境政策課は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○原田水俣病保健課長 水俣病保健課でございます。

決算特別委員会説明資料の8ページをお願いいたします。

歳入でございます。

不納欠損額、収入未済額はございません。

下から2段目、水俣病総合対策事業費補助につきまして、予算現額と収入済額との差が770万円余でございます。これは、主に胎児性・小児性水俣病患者等の地域生活支援事業において、補助事業者からの交付申請額が見込みを下回ったためでございます。

ページ飛びまして、10ページをお願いいたします。

歳出でございます。

公害保健費の不用額が1億9,000万円余でございます。不用額の主なものは、水俣病総合対策費等扶助費1億1,000万円余、水俣病総合対策事業2,500万円余でございます。いずれも実績が見込みを下回ったことなどによるものでございます。

水俣病保健課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○坂野水俣病審査課長 水俣病審査課でございます。

説明資料の11ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

最上段に国庫支出金、4段目に諸収入を記載しております。

国庫支出金につきまして、記載のとおり、不納欠損額及び収入未済額ともございません。

表の2段目と3段目に国庫支出金の内訳を記載しております。2段目の公害健康被害補

償事業事務交付金で、収入済額が380万円余予算現額を上回っております。これは、国庫補助基準額の増額などによるものでございます。

次に、表の4段目、諸収入でございます。

諸収入につきましても、不納欠損額及び収入未済額はございません。

続きまして、資料1枚おめくりいただきまして、12ページをお願いいたします。

歳出についてでございます。

最下段の公害保健費でございますが、5,984万円余の不用額が出ております。これは、右側の備考欄に記載のとおり、申請者数の減少等に伴いまして、水俣病の検診等に係る支出額が当初の見込みを下回ったことなどによるものでございます。

なお、翌年度への繰越額はございません。

水俣病審査課の説明は以上でございます。

○財津環境立県推進課長 環境立県推進課でございます。

説明資料の13ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、不納欠損、収入未済はございません。

14ページをお願いいたします。

最上段の環境保全基金繰入金でございます。

予算現額に対しまして収入済額が380万円余の減額となっております。これは、基金充当事業において、実績額が所要見込額を下回ったことにより、基金の取崩し額が減額となったものでございます。

15ページをお願いいたします。

歳出でございます。

最下段の計画調査費でございますが、これは、主に企業局の工業用水道事業に対する一般会計からの貸付金や地下水保全条例に基づく許可制度の運用その他地下水保全のための事業を行うものでございます。不用額480万円余は、入札や経費節減等に伴う執行残でござ

います。

16ページをお願いいたします。

2段目の公害対策費でございます。これは、くまもとらしいエコライフ普及促進事業など地球温暖化対策に関する事業や、環境センターにおきます運営事業などでございます。また、昨年度は、有明海の海域環境調査を実施しまして、その調査の内容について、大学の専門家による検討委員会等も実施しております。不用額1,090万円余は、主に入札残や経費節減等に伴う執行残でございます。

最下段の工業用水道事業会計繰出金でございます。これは、企業局の工業用水道事業会計に係る企業債元利償還金等に対して一般会計から支出する繰出金でございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○葉山環境保全課長 環境保全課でございます。

説明資料の17ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、不納欠損、収入未済額はございません。

下段の水道関係費補助について、予算現額と収入済額との差が4,508万円でございますが、主に令和2年度に事業繰越しを行ったことによるものでございます。

事業繰越しにつきましては、後ほど附属資料により御報告いたします。

歳入は以上でございます。

ページを飛びまして、20ページをお願いいたします。

次に、歳出でございますが、主なものを御説明いたします。

まず、衛生費のうち、上から2段目の公害対策費でございますが、これは、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある大規模開発に際し、環境影響評価が実施される地域開発公共事業について、環境に悪影響をもたらさないよう事前に審査指導を行うとともに、関係機

関との連絡調整を図るための環境影響評価（審査）指導費などでございます。不用額15万円余につきましては、環境影響評価に関わる審査会の開催件数が当初の見込みを下回ったものでございます。

次に、3段目の公害規制費でございますが、主な事業といたしましては、大気汚染防止法に基づき、県内35か所の測定局において、光化学オキシダントやPM2.5等の大気汚染物質の常時監視を行っております大気汚染監視調査事業、原子力規制庁からの委託事業であります環境放射能水準調査、海域、河川及び地下水の水質環境監視事業等でございます。不用額1,383万円余につきましては、入札及び経費節減に伴う執行残でございます。

次に、下段の環境整備費でございます。

主な事業といたしましては、市町村が実施する水道施設の整備等に対して補助する水道施設整備事業、上天草・宇城水道企業団の企業債利子償還に対して補助する水道広域化施設整備利子補給事業、水道法に基づく事業認可や指導監督、飲用井戸の衛生対策等を行う上水道費等でございます。

最後に、繰越事業について御説明いたします。

別冊の附属資料の1ページをお願いいたします。

水道施設整備事業でございますが、事業を実施する上天草市におきまして、工事に伴う特注品の入手に時間を要したことにより、年度内に工事が完了しなかったことによるものでございます。

なお、工事は、本年9月末に完了しております。

環境保全課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○前田自然保護課長 決算特別委員会説明資料の21ページをお願いいたします。

まず、歳入ですが、不納欠損、収入未済はございません。

主なものを御説明します。

1 ページめくっていただいて、22ページをお願いいたします。

2段目の自然環境整備交付金、これは、国立公園内の施設整備等に対する国の交付金ですが、予算現額に比べて1億5,600万円余の減収となっています。これは、満喫プロジェクト事業などの繰越しによる減でございます。

次に、23ページ中ほどになりますが、諸収入の自然公園景観改善受託事業収入が9,000万円余の減収となっております。これは、阿蘇駅前無電柱化事業を繰り越したために、減額となったものでございます。

なお、繰越しにつきましては、後ほど説明いたします。

25ページをお願いいたします。

歳出に関する調べでございます。

観光費は、国立公園内の施設整備等に関する事業ですが、1,300万円余の不用額は、大観峰園地の転落防止柵などの入札に伴う執行残でございます。

続きまして、附属資料の2ページをお願いいたします。

繰越しでございます。

令和元年度繰越事業調べの明許繰越しです。

国立公園における国際化・老朽化対策等整備交付金事業のうち、2段目の天草市竜洞山野営場は、トイレの改修を行う天草市に補助するもので、1,000万円余を繰り越しておりますが、トイレの設置位置や規模構造等に検討を要したため、繰越しとなったものです。

次の梅檀轟園地は、橋梁を架け替えるもので、3,600万円余を繰り越しておりますが、橋梁の工法検討及び設計積算に時間を要したため、繰越しとなったものです。

阿蘇駅前には、駅前の無電柱化を行う阿蘇市

の市道工事についてのもので、9,000万円余を繰り越しておりますが、新型コロナの影響により、民地への引込み管の位置等について地権者との調整に期間を要したため、繰越しとなったものです。

続きまして、3ページをお願いします。

国立公園満喫プロジェクト推進事業のうち、1番目の大観峰園地は、トイレ改修を行うもので、5,700万円余を繰り越しておりますが、これは、トイレ排水の工法検討や地元関係者の調整に期間を要したため、繰越しとなったものです。

枳ノ木草千里線道路は、草千里展望駐車場ののり面復旧を行うもので、3,200万円余を繰り越しておりますが、入札不調により設計見直しが必要となったため、繰越しとなったものです。

菊池溪谷園地は、休憩所の建て替えを行うもので、3,300万円余を繰り越しておりますが、休憩所の材料選定や工法検討に時間を要したため、繰越しとなったものです。

草千里展望所ほかについては、案内板を数か所設置するもので、1,600万円余を繰り越しておりますが、案内板の設置位置や表示内容等の検討に期間を要したため、繰越しとなったものです。

阿蘇市中岳中央火口園地は、阿蘇山上見学エリアの拡大を行う阿蘇市に補助するもので、3,500万円余を繰り越しておりますが、これは、国の交付決定が年度末になり、年度内の事業完了が見込めなかったため、繰越しとなったものです。

次の阿蘇駅前は、駅前の無電柱化を行う阿蘇市に補助するもので、前ページの御説明と同じ工事でございますが、3,700万円余を繰り越しておりますが、これは、阿蘇市に対する県の補助で、繰越しの理由は、先ほどと同様で、新型コロナの影響で、民地への引込み等の位置について、地権者との調整に時間を要したため、繰越しとなったものです。

菊池溪谷園地は、菊池溪谷の遊歩道拡幅工事を行う菊池市に県が補助するもので、2,500万円余を繰り越しておりますが、測量設計の結果、資材等の準備に期間を要したため、繰越しとなったものです。

池の窪・白川水源は、南阿蘇村が行う歩道整備等工事に対する県補助で、3,200万円余を繰り越しておりますが、関係者調整に時間を要し、適正な工期の確保が困難となったため、繰越しとなったものです。

なお、今御説明申し上げました阿蘇駅前、菊池溪谷園地、池の窪・白川水源の3事業につきましては、左の財源内訳の欄が漏れておりますが、その他の欄に、それぞれ3,728万1,000円、2,547万4,000円、3,207万3,000円が漏れておりました。申し訳ございませんでした。

次のページをお願いいたします。4ページでございます。

事故繰越でございます。

1段目の国立公園満喫プロジェクト推進事業は、最初の九州自然歩道兜岩線で1,000万円余を繰り越しておりますが、復興需要の継続により施工業者における資材の確保に期間を要したため、繰越しとなったものです。事業は既に完了しております。

国立公園満喫プロジェクト推進事業の国補正分の古坊中駐車場でございますが、これは、駐車場の改修、トイレの改修を行っておりますが、復興需要の継続により施工業者における資材確保に時間を要したため、繰越しとなったもので、事業は既に完了しております。

自然保護課は以上です。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○小原循環社会推進課長 循環社会推進課でございます。

説明資料にお戻りをいただきまして、26ページお願いいたします。

歳入につきまして、不納欠損及び収入未済はございません。

以下、歳入の主なものについて御説明申し上げます。

まず、使用料及び手数料につきまして、3段目の産業廃棄物処理業許可申請手数料は、予算現額に比べ407万円余の増となっております。これは、申請件数が当初の見込みを上回ったことによるものでございます。

続いて、27ページお願いいたします。

国庫支出金につきまして、3段目の地方創生推進交付金が、予算現額に比べ7,215万円余の減となっております。これは、補助対象事業の実績減によるものでございますが、後ほど歳出の関係で御説明いたします。

続きまして、飛んでいただきまして、30ページお願いいたします。

歳出につきまして、主なものを御説明申し上げます。

中段の公害対策費につきまして、主な内容は、当課職員の給与やバイオマス利活用の推進に要する経費です。不用額の1億4,566万円余につきましては、主にバイオマス利活用推進事業関係で、建材製造の原料となります竹の集積場及び機器の整備実績減によるものでございます。

下段の環境整備費につきまして、主な内容は、災害廃棄物処理基金補助事業と記載しておりますが、熊本地震の災害廃棄物を処理する市町村に対する補助でございます。災害廃棄物処理は終了しており、基金補助事業の2つ目に、国庫返納金の分も記載してございます。不用額の2,812万円余につきましては、主に委託業務の入札残や経費節減によるものでございます。

続きまして、別冊の附属資料をお願いいたします。

5ページでございます。

令和元年度の繰越事業調べでございます。

表の左方記載の明許繰越分として、リサイ

クル製品等利用促進事業につきまして、1,630万円を本年度に繰り越しております。これは、補助対象事業者が廃プラスチックを固形燃料化する施設の設置に必要な手続に不測の日数を要したことによるものです。

なお、事業者が計画を見直し、補助対象施設を設置不要とされたので、申請取下げの予定でございます。

続いて、6ページお願いいたします。

こちらは、事故繰越分のリサイクル製品等利用促進事業で、140万円を本年度に繰り越しております。これは、新型コロナウイルスの影響により、補助対象事業者が工場内で廃プラスチックを再利用するための機材の動作確認などをすることが困難となり、調達に不測の日数を要したことによるものでございます。現在、年度内執行に向けまして、補助対象事業者と協議を行い、機材の製造調整を進めております。

説明、以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○田元くらしの安全推進課長 くらしの安全推進課でございます。

説明資料に基づき、御説明をさせていただきます。

資料の31ページをお願いいたします。

まず、歳入に関する調べでございますが、不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、32ページをお願いいたします。

歳出に関する調べでございます。

交通安全対策促進費でございますが、交通安全推進連盟等への補助や交通事故相談業務など、交通安全総合対策の推進に係る経費でございます。

なお、不用額76万円余は、交通事故相談所の人件費等の執行残でございます。

次に、最下段の諸費は、県民の防犯意識を高めるための広報、啓発などの犯罪の起きにくい安全安心まちづくりの推進や犯罪被害者

等支援、再犯防止推進に係る経費でございます。不用額249万円余は、経費節減と併せまして、本年3月予定の会議を新型コロナ関連で書面審議としたことに伴う会場使用料や報償費などの執行残でございます。

次に、33ページをお願いいたします。

青少年育成費でございますが、青少年育成県民会議への補助や青少年の台湾派遣、有害環境調査やフィルタリング普及促進等の少年保護育成条例の運用など、青少年の健全育成推進に係る経費でございます。不用額79万円余は、協議会開催、立入調査などに伴う執行残でございます。

最後に、最下段の農業総務費は、食品表示制度の啓発、指導や食の安全安心確保に係る普及啓発、残留農薬等の食品検査に係る経費でございます。不用額85万円余は、会場等使用料の縮減、講師招聘を国費で行ったことによる縮減等に伴う執行残でございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○枝國消費生活課長 消費生活課でございます。

資料の34ページをお願いいたします。

歳入でございますが、不納欠損及び収入未済はございません。

主なものについて御説明いたします。

上から2段目の地方消費者行政強化交付金におきまして、予算現額に対し収入済額が319万円の減となっております。これは、当初の見込額を実績額が下回ったためでございます。

ページ飛びまして、36ページをお願いいたします。

歳出でございます。

消費者行政推進費は、県消費生活センターにおける消費生活相談や啓発、市町村の行う消費者行政の補助金、多重債務者等への生活再生支援などに要する事業経費でございます。

不用額の616万円余につきましては、主に市町村補助金の実績額が当初申請額を下回ったこと及び経費節減等に伴う執行残でございます。

消費生活課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○木村男女参画・協働推進課長 男女参画・協働推進課でございます。

資料の37ページをお願いいたします。

歳入でございますが、不納欠損額、収入未済額はございません。

上から2段目の地域女性活躍推進交付金におきまして、予算現額と収入済額の差が51万円余でございます。これは、事務費節減等により実績額が見込額を下回ったことによるものでございます。

続きまして、38ページをお願いいたします。

歳出でございます。

主なものを御説明します。

一番下の社会福祉総務費でございますが、これは、主にくまもと県民交流館の管理運営経費及び女性活躍促進事業を含めた男女共同参画の推進のための事業経費でございます。

なお、不用額434万円余につきましては、各事業の経費節減等に伴う執行残でございます。

男女参画・協働推進課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○緒方人権同和政策課長 人権同和政策課であります。

説明資料、39ページをお願いいたします。

歳入について、不納欠損額、収入未済額、ともにありません。

40ページをお願いいたします。

歳出であります。

上から1段目、総務管理費、諸費でありま

す。これは、人権広報・啓発事業に係るものであります。391万円余の不用額が生じております。経費節減や新型コロナによる会議の中止による執行残であります。

続きまして、2段目、社会福祉総務費であります。これは、地方改善事業等に係るものであります。92万円余の不用額が生じております。経費節減に伴う執行残であります。

以上であります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○田代国広委員長 以上で環境生活部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料名並びにページ番号を述べてからお願いいたします。

それでは、質疑ありませんか。

○松田三郎委員 おはようございます。

説明資料といいますが、冒頭の部長の総括説明のところでも触れられました、資料で言いますと、説明資料、24ページから25ページぐらいになると思いますが、実は私も以前から同じようなことを考えておまして、昨年は、決算の委員ではございませんでしたので、ここに書いてあるようなの、初めて知りましたが、これは、例としてでしょうけれども、有害鳥獣の捕獲と自然公園の施設整備、この事業、別に自然保護課がどうのこうのとか、自然保護課長がどうのこうのという話じゃございませんが、これらの事業に限らず、ほかの部、課でも幾つかにまたがる事業はあるんだろうと思っております。

ただ、例えば、根拠となる法律がこれこれだからとか、あるいは所管する国の省庁が環境省だから、じゃあ環境がするんだろうとかいうような、安易には言いませんけれども、惰性とも言いませんけれども、ほかの部署もあるかもしれませんが、やっぱり不断において、自分の課でこれはやるべき事業なの

か、そういう予算要望、県庁内で事業を組み立てていくに当たって、あるいは実際の予算を効率的に執行するに当たって、これは自分の課でやるべきことだろうかというのを、不断に継続して内部で検討していただく必要があるんだろうと思います。

御存じのように、熊本地震を経験し、あるいはコロナを経験し、そして4月の豪雨災害を経験して、来年度の予算で、既に財源不足も予想されるということは、予算の中身はもちろんでございますが、さっき言ったように、この部署でやらなきゃならないんだろうかというのは、繰り返しになりますが、毎回毎回やらなければならないんだろうと思っております。

たまたま、冒頭申し上げましたように、例示のようで、この2つが挙げられまして、例えば、有害鳥獣の捕獲、駆除等々につきましては、これは、県でもいろいろやっていたているのは重々認識をいたしております。それでも市町村からは非常に要望の上位に、特に中山間地域においては、要望の上位に来るということであって、なかなか一生懸命やっていたとしても、次から次に減らないというところもあるんでしょう。

かつて、自然保護課長は林務出身の方がされる、今の前田課長は事務屋さんでしたよね。ある時期の課長に聞きますと、これは先生、どんどんやりばなし捕って捕って撃ち殺してよかすばいというような課長も、かつていらっしやいました。

別の時期には、先生、これ、名前が自然保護課ですから、やっぱり適正に管理をするというところがベースになりますという話とかがあって、リップサービスも含めてでしょうけれども、若干軸足がその時期によって違ふときもあるのかなと思って、もしかすると、これはやっぱり農林水産部のほうが適しているのかなという時期もございました。

ただ、今年の指摘をはじめとしまして、プ

プロジェクト会議等々つくっていただいて、これからもっと効果も出てくるんだろうと思っております。

そういう意味では、例えば、さっき——冒頭の質問に戻りますが、部長にお伺いしますけれども、この2つに限らず、例えば、組織の問題ですから、人事課からのいろいろな相談もあるかもしれませんし、あるいは、こういう委員会なり、決算委員会等々での指摘もあるでしょうし、さっき言いました予算の中身はもちろんでございますが、本当にこの環境生活部の何々課でやるべき事業だろうかというのを部内で、あるいは課内で何か検証なり、検討していくというような、作業をするような、制度化してあるものとかなどってあるのかどうか、ちょっとお聞かせいただければと思います。

○藤本環境生活部長 冒頭に質問ありがとうございます。

私も、30年以上県庁に勤めてますけれども、なかなか組織の壁というのは、乗り越えていくときもあれば、なかなか乗り越えていけないときもあって大変難しいというのは、これまで実感してきてますけれども、御質問の点についてまず申しますと、特段そういう常態的な検討作業というのをやっているわけではございませんけれども、毎年毎年、組織見直しというのがありますので、その時期に各課からも意見を聴きながら、また、他部からも、こういう組織的な話もありますので、そういうときに検討するということになります。

ただ、実際問題、仕事をする中では、他部と連携してやらないといけないことがたくさんありまして、例えば、さっき自然保護課で阿蘇駅前は無電柱化の話で繰越しの話がありましたけれども、あれ、もちろん県道と市道というのがあって、県道のほうは土木部が当然やりますので、阿蘇駅前、2本、ちょっと

市道と県道が走っているんですけども、両方やらないと全然意味がありませんもんですから、そこはもう土木部とも連携して、県道は土木部にお願いして、優先順位を高くしてもらって、同時期に施工するというところでやりました。

それから、今回の9月議会でも松田委員からは御質問いただきましたけれども、犯罪被害者等支援条例、あれも、うちが音頭取っていますけれども、実際問題、警察とか、非常に連携してやらないと非常に難しゅうございますので、これも常日頃から連携していますけれども、そういうことでやっております。

新しい課題が出てくれば、その都度その都度、なかなか自分の守備範囲だけでやっても片づかないもんですから、そこは、常にそういう連携の意識を持って対応していきたいと思っております。

○松田三郎委員 分かりました。

環境生活部、非常に、今日説明がありましたように、多岐にわたる部署でもございますし、これ、また一般論でございますが、課長によっては、一回自分のところで確保した予算とか事柄は放したがるのか、逆に新たな仕事を言われるのが嫌で消極的になっていくところもないとは言えないと思いますので、例えば、冒頭の説明ありましたように、この有害鳥獣対策だけでも農林水産部、健康福祉部、そして広域本部、警察本部というふうに係るわけでございますので、例えば、かつての総合政策局とか、いろいろな調整——例えば、2つぐらいなら何とか呼びかけてできるでしょうが、3つも4つも5つも関係課が集まるというのは非常に調整、連携も大変なんだろうと、ここにさらっと書いてありますが、非常にそこでも時間、労力を使われるんだろうと思っておりますので、これに限らず、不断の努力によって効率的な予算執行ができるように、引き続きお願いをしたいと思います。

います。

以上です。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。

○本田雄三委員 27ページの循環社会推進課の地方創生推進交付金のところでちょっと教えていただきたいんですけども、部長の冒頭の御挨拶にもございましたが、バイオマスの利活用が予定よりか下回ったというふうな状況のお話が記載してありますけれども、もう少しちょっと具体的な内容というのを教えていただければと思います。よろしくお願ひします。

○小原循環社会推進課長 御指摘の事業は、バイオマス利活用推進事業でございますが、今ありました27ページが歳入の方でございます。同様に、30ページの歳出のほうでバイオマス利活用推進事業、これが多うございます。

事業としては、バイオマスのうち、不用額の関係、国からの補助の減、これにつきましては、竹の利活用をして、収集して建材を造って販売をしてという予定だったんですが、それを、建材を造るときに、竹と杉、これを混ぜて造る計画でございました。これが販売を進めるに当たって、J I S規格あたりを取ると。そこにのせるためには、ちょっと竹を混ぜる割合がすごく減ったものですから、これが4・6で混ぜるところを1・9ぐらいになったものですから、それが非常に大きく減ったという、事業としての減は、それが多うございます。そのために、関係の機材ですとか集積場の箇所数とか、それが大幅に減ったということでございます。

○本田雄三委員 主な理由は、そういうところということですね。じゃあ、ほかに複数件あって大きくそれが影響したということでは

なくて、今おっしゃった部分の、ちょっと当初の予定が少し変わったというところでございますか。

○小原循環社会推進課長 おっしゃいますとおり、このバイオマス利活用推進事業のうち、その地方創生交付金を使いました今の竹利用の事業、その実績減がほとんどでございます。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。

○荒川知章委員 24ページの鳥獣保護費で、指定管理鳥獣捕獲等事業なんですけれども、主要な施策の成果のところ、75ページで、イノシシとかニホンジカ、ICTを活用したわなによる効果的捕獲事業の実施とか、追跡銃やシャープシューティング、いろいろあるのを試行、検証したとありますけれども、地元芦北とか、各地域で、イノシシとか鹿、かなり困られている農家の方がたくさんいらっしゃるんですけども、この検証の結果、効果的なものというのは何か分かったこととかありますでしょうか。

○前田自然保護課長 ただいま荒川委員からの御質問ございましたけれども、イノシシにつきましては、遠隔監視によるICTということで、わなの中にイノシシが入ったら、ぱたっと下りて、それが連絡されて、わなを見に行くとか、あと、簡易捕獲情報システムというの、カメラをつけといて、イノシシと鹿が入っていくのを見られるということで、そういったことは効果ありますので、今後拡大していきたいというふうに今思っております。

今荒川委員おっしゃったように、鹿、イノシシの数は大変増えておりますので、9月議会での補正でも、鹿の捕獲頭数の補助もちょっと増額補正させていただきましたし、市町

村の御協力を得ながら進めていきたいと思っております。

○荒川知章委員 ありがとうございます。

かなり困られている農家さんいらっしゃいますので、何か効果的な対策等があれば、各市町村それぞれお話ししていただくとか、積極的に対策をぜひよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

○西山宗孝委員 今決算の中で、この部に限ってではないんですけども、不用額という項目が毎回課題に上ると思うんですが、これについては、理由の中で、人件費の関係とか、あるいは入札残であるとか、経費節減であるとかいう、そういう結果としてやむを得ない数字だということと、もう一方では、8ページの、例えばですけども、一例ですけども、不用の中で、水俣病の胎児性の方についての申請が少なかったという、この項目じゃなかったですかね、が1つあったんですけども、そういう健康的なことであるとか、あるいは積極的に事業を、経済あるいは新しい事業のための推進をされてるところがやめたとか、あるいは全て使えなかったとかいう、極論を言いますと、そういうグループが2つ、下のほうと上のほうとあると思うんですけども、ただ一言に言って、見込みが足りなかったということが時々出てくるんですけども、主管課は政策課になるんですかね。その辺りを、具体的に聞いてて、ここはこういう理由でこうだったから不用になりましたというのはよく分かりますが、見込み違いという何か表現があるんですけども、それについて説明いただければと思います。

○原田水俣病保健課長 水俣病保健課でございます。

委員からお尋ねがありました、こちらの予

算現額と収入済額との比較で、見込みを下回ったというところがございますけれども、こちらの理由としましては、年度当初では、これは、在宅、家にいながら生活される胎児性・小児性患者さん方へのケアに係る部分でございますけれども、年度の途中で施設に入所されて、それで在宅に要する費用が減ったということですか、あるいは緊急で夜間とかの介護が必要になるときに備えて積んでおりました予算が、結果的にはそういった御利用がなかったために、予算がそこは不用になったといったものを落としたものでございます。

以上でございます。

○西山宗孝委員 年度末になって、執行残り不用額のなものが結果として出てくるんですけども、そこで、さっき言いました通常の入札残であるとか、節減した結果とか、人件費等々については、それはもう結果としてその数字、これは、見込みというよりも、予定よりもどうだったというだけの話であって、あとの政策的な、今お話、一例説明ありましたけれども、そういったことについての、年度末よりも、至るまでに、例えば、もっと掘り起こしをして、この事業は、せつからだからどんどん進めるべきじゃないかという、そのために予算を立ててあると思うんですけども、そういった掘り起こしも——掘り起こしというか、後押し、年度内でぜひ執行、今言われたような理由は、確かに当初の環境と違って、それを使わなかったということではあると思うんですけども、ほかに、積極的な予算組みの中で、そういう年度末に向けて、少しぐらい促進の動きをされてるか、その辺りをお聞かせいただきたいんですけども、部長に。

○藤本環境生活部長 見込みを下回ったものというのは、西山委員おっしゃったとおりで

すね、例えば、象徴的なのは扶助費があるんですけども、水俣病でいうと、医療費を支払ってますけれども、これは、県の場合は、平成7年の政治解決のときと22年、特措法のときで、国の補助を受けて払ってますけれども、それは、当初何人ぐらいから対象になるだろうとって予算を組むんですけども、実際に病院に行かれた方が少なくなると余るといのが、そういう象徴的なものですけども、そういうのは致し方ないとして、委員がおっしゃったように、政策的なもので、何か事業をやるときに、ちょっと見込みが違ったというようなときは、我々もできるだけその予算は有効活用して推進したいと思っておりますので、同じ目的で、違う、ちょっと方向を変えてとか、そんなことも考えます。最終的には、財政課との予算執行の問題もありますので、財政課等にも協議をしながら、その範囲でならいいというような了解も取りつつ、できるだけ施策の目的に合った執行を考えるようにはしております。

ただ、やりたいと思ってもなかなか、ちょっとあまりにも違うという話になると、目的は一緒なんですけれども、あまりにも方法が違うとかになると、ちょっと難しいところもありますけれども、そこは、おっしゃるとおり、工夫しながらやっていきたいと思っております。

○西山宗孝委員 ありがとうございます。

今お話あったように、共通といいますか、一例だったんですけども、見込み違いとかいう言葉でさらっと書いてあったり、あるいは、はっきり理由を書いてあって、そうだったのかと、我々もこの1年分の一部を見させてもらうわけですけども、そういう意味では、年度末に近くなると、もう数字の話になってきますので、やっぱり中間とか暮れとか、報告は事業推進等々については受けておられると思っておりますけれども、そういった視点

に基づいて、決算のことを目標にはされないと思うんですけども、決算のときに、こういった不用についての理由が、見込み違いという言葉だけではなくて、事業推進に当たってはこう、もう少し、分かるような事業をやってきましたと、促進しましたという成果が現れるような取組をお願いしておきたいと思っております。

委員長、以上です。

○田代国広委員長 ほかにありますか。

○磯田毅委員 部長の最初の説明の中で、さっき松田委員もおっしゃったんですけども、有害鳥獣の捕獲について、鳥獣被害対策プロジェクト会議を設置し、各部にまたがる中で、実際、国のほうでは、多分今度は140万頭、ちょっと数字を忘れましたけれども、140万頭ぐらいの捕獲を目指すということだったと思いますけれども、本県では、数が増えてきた場合、そういう捕獲の能力があるのか、予算だけについて、実はそういう消化できるのかということと、そして、実際、捕獲されたこの年の種類ごとの頭数というのが分かれば教えていただきたいと思っておりますけれども。

○前田自然保護課長 自然保護課でございます。

ただいま委員御質問があった、主に鹿とイノシシですけども、捕獲頭数は、鹿につきましては、すみません、大体の数なんですけれども、鹿が大体2万1,000頭で、イノシシが3万5,000頭ほど捕獲しております、私どもとか国、市町村が補助している額は、ちょっと超えるぐらい十分に捕まえていただいております。

○磯田毅委員 能力はあると。

○前田自然保護課長 能力はございます。

○磯田毅委員 ここに、特定鳥獣というのと指定管理鳥獣とあります。どういう区分けになっていますかね。

○前田自然保護課長 指定管理鳥獣捕獲等事業と申しますのは、法律によって成立されました——先ほど荒川委員からも質問がありましたけれども、そういった鹿とかイノシシとかを、捕獲していこうという事業でございまして、特定鳥獣適正管理事業と申しますのは鹿でございまして、鹿の頭数というのが、昨年度調査したところ、8万9,000頭と増えておりますので、鹿につきまして、先月の9月補正でも上げさせていただきましたけれども、また、4,000頭ほど捕獲頭数を増やすというところで予算を御審議いただきまして、獲得させていただいたところでございます。

○田代国広委員長 頭数じゃなかっただろ——頭数ね。

○磯田毅委員 いや、中身。

○田代国広委員長 特定、指定とはどういうことかだろう、なあ。

部長、ここにあるじゃないか、24ページか、特定鳥獣とか指定管理鳥獣とかあつじゃないですか、この違いたい。特定と指定のどいういったのを、例えば、イノシシは特定で、猿は何か、指定とかなんか知らぬけれども……。

後からでいい。

○前田自然保護課長 はい、分かりました。

先ほど少し申し上げましたとおり、指定管理鳥獣捕獲事業と申しますのは、鹿とかイノシシ、農林水産部とかの補助とかもあるんですけども、そういった中で、鹿とかイノシ

シをICTとか新たな捕獲方法の実証実験事業というところでのものを指定管理鳥獣捕獲事業というふうに言っております。

特定鳥獣適正管理事業と申しますのは、鹿につきまして、農林水産部の見積制を活用いたしまして、予算を組んでいただいたものでございます。

○小原環境局長 ちょっと補足させていただきます。

特別、指定ということでは、害獣を指定しているわけではございませんで、事業名ということで区分けさせていただいているということでございます。

○池永幸生委員 14ページの本当単純な質問ですけれども、14ページで、環境保全基金というたつてあります。これは、どういった目的でつくられたのか、規模、あと、残金が幾らぐらいあるのかと、同じく24ページで、鳥獣の被害が出ておりますけれども、山間地について、やっぱりイノシシ、鹿の影響は大きいかと思いますけれども、私たちのエリアですらカラスなんですね。ジビエ料理で、鹿はその肉を利用するという話がありますけれども、やはりカラスが来ることによってハウスに穴が空くとか、そういったことも考えられて、やっぱりこの鳥獣捕獲に取り組んでいかれるのか、ちょっとお聞きしたいと思えます。

○財津環境立県推進課長 環境立県推進課でございます。

まず、1点目の14ページの環境保全基金について、環境立県のほうが担当しておりますので、説明をさせていただきますが、この基金を使った事業につきましては、いわゆる環境保全に関する知識の普及と地域での環境保全活動に使うということで、平成2年に、県が2億円、国が2億円拠出し、4億円の基金

を積んで今まで事業をやってまいりました。このR元年度末で、残高が8,200万円ほどでございます。

ということで、この環境保全基金につきましては、今どういった事業に使われておりますかといいますと、大きく8つの事業に使っておりますが、その中で大きなものとしては、地球温暖化対策推進事業であったり、くまもとらしいエコライフ事業、先ほど環境立県のほうで説明しました。それから、水環境教育推進事業とか、いわゆる知識の啓発、地球温暖化等の環境保全の普及啓発活動を中心に、この基金を使っております。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。

○小早川宗弘委員 附属資料の5ページと6ページの循環社会推進課ですけれども、リサイクル製品等利用促進事業、先ほど説明があったかと思えますけれども、令和2年度への繰越しが1,600万程度というふうなこと、30%の進捗状況というふうなことで、これは、具体的にもう少し、どういった会社がどういったことをしようとしているのか、それと併せて、6ページにも、これは140万の、金額少ないですけれども、事故繰りというふうなことで、事業が、もう申請が取消しになったというふうな説明だったかと思えますけれども、そこ辺もちょっと詳しく教えてください。

○小原循環社会推進課長 繰越事業の分、まず、5ページの明許繰越し分からお話をいたします。

まず、執行額に980万円余っておりますが、これは、同じリサイクル製品等利用促進事業ということで、施設設置とは別に、リサイクル製品の認証ですとか補助、それに関する分が執行額ということで、その分が30%として上がっております。

この繰越し分、これにつきましては、内容的に農業用の廃ビニール、それに木くずを加えまして固形燃料、これを製造する施設の設置ということでございます。

繰越しに至りましたのは、もともと建築許可等の手続に時間を要する見込みでございましたけれども、それが1つと、ちょっと固形燃料の価格の不安とかというのもございましたということでございます。

こちらにつきましては、現在取引のあるセメント会社が廃プラスチックの受入れ量を増やしていただいたという状況もございます。

6ページの事故繰越の分、こちらにつきましては、廃プラスチック、こちら、果物に敷いてあります緩衝材とか食品のトレーですとか、ああいうのを溶かして、また再利用しようとするものでございます。

こちらにつきましては、溶かして、最終的には小さいペレット化するんでございますが、それを製造するその施設を整備いたしますときに、最終的に工場で溶かしたものを液状にして飛ばして切断するタイミングとか、そういう微妙な確認をすることが工場できなくなったということで、それを年明けの2月頃に予定しとったもんですから、それがちょっとできなくなったということで、急遽事故繰越で、こちらは、この機材の設置分の140万円だけの計上となっております。

以上でございます。

○小早川宗弘委員 何か申請取りやめという説明なかったですかね。違ったかな。たしか……。

○小原循環社会推進課長 申請取りやめのほうが、先ほど、固形燃料を造る予定だったけれども、そちらの価格が不安だということと、固形にしなく——すみません、委員長、先にしゃべっちゃいました。

○小早川宗弘委員 続けてください。

○小原循環社会推進課長 すみません、至りましたのが、現在取引をしていらっしゃるセメント会社さんが、固形という形にしなくても、大量に引取りができるというお話があったものですから、その固形燃料を造る設備が要らなくなられたということでございます。

○小早川宗弘委員 先ほど、ちょっと具体的な説明を聞いて、廃プラの処理というふうなことで、どちらも重要な、今廃プラの処理がいろいろ問題になっておるといふふうなことで、重要な事業だと思っておりますので、これをしっかりと進めていただきたいというふうに思います。

以上です。

○松田三郎委員 今の6ページの説明で、機械化設備の設置の分だけが残っていると。ということは、この現在の進捗率はゼロですけども、少しずつ率が上がってくるわけじゃなくて、ゼロが一挙に100になるということですかね。

○小原循環社会推進課長 さようでございます。

○松田三郎委員 それで、事故繰りは、今年度中には、何かさっきできるだけ早くでしたっけ。今年度中には……。

○小原循環社会推進課長 機械の設置を今頑張っているところでございます。答えと前後してしまって申し訳ございません。

○松田三郎委員 仮に、それは努力していただくのは結構なことです。仮に、事故繰越ですんで、今年度中できなかった場合は、これ、別に国庫支出金じゃないんで、その財源

内訳がその他になってる場合は、今度は、返還とか、何か出来高払いとか、そういう精算の仕方が何かあるのかなど、どういうふうな、仮に今年度難しいということになった場合のこの最後の精算の仕方というのは。

○小原循環社会推進課長 仮にでお話をすれば、最悪の最悪、もう一回次に繰り越すという形になります。ですが、そうなりませんように、ちょっとほかのメーカーも当たるなど、手を尽くしておるところでございます。

○松田三郎委員 頑張ってください。

事故繰越っちゃ言わぬとですよ。いいです。

○河津修司委員 その5ページのリサイクル製品等の推進ができなかったということですが、これが、日本の廃プラは中国が輸入してというか、中国に持って行って処理をしていたのが、もう受入れをしないようになったということで、その後の処理はどういうふうにしていくようになるんですか。

○小原循環社会推進課長 こちらにつきましては、固形にこそいたしません、燃料化はいたしますので、それは、セメント会社さんのほうで、ボイラーの燃料としてお使いをいただきます。

○河津修司委員 いや……（「中国の影響じゃないか」と呼ぶ者あり）はい、そういうことです。

○小原循環社会推進課長 御指摘のとおり、中国がそういうのを受入れをしませんようになりましたものですから、国内消費ということになります。

今のセメント会社さんをはじめ国内でいろいろリサイクルを進めるように、手を尽くし

ていきたいと考えております。

○河津修司委員 じゃあ、その国内での処理は順調に進むわけですか。ちゃんと国内だけで処理ができるわけですか。

○小原循環社会推進課長 量的に立ち行かなくなったという情報は持ち合わせて——大丈夫でございます。この施設補助もございまして、先ほど少し触れましたが、私どもとしては、リサイクル製品を認証するとか、施設整備のほかに、リサイクルに関する研究を進められるとか、そちらについての補助あたりも併せてやって、しっかりリサイクルを進めていきたいと思っております。

○竹崎和虎委員 ページで言うと、説明資料の31ページから先になってくるんですが、くらしの安全推進課さん、そして男女参画・協働推進課さん、人権同和政策課さんと、非常に生活に関しても大事な施策を行われていておられると思います。その中で、様々な広報、啓発活動をそれぞれやっていかれて、これ、非常に大事なことであると思っております。その中で、それぞれの御説明の中で、歳出の中で不用額の説明のときに、新型コロナの感染症の影響で会議が中止になったからとか、そういったお話がございました。

それを受けて、その後、それぞれの講習会であったり、意見交換会であったり、出前講座とかそういった会議、今後の計画も含めて、リモートでされたりとか、そういったものを利用してやっていこうということをされているかどうか教えてください。

○田元くらしの安全推進課長 くらしの安全推進課でございますが、先ほど、コロナ関連で会議を書面審議としたという説明をさせていただきました。そういった会議については、1つ2つじゃなくて幾つかありました

が、このような時世ですから、当課としましても、テレワークといいますかりリモートでの会議の開催というようなことも検討しております。実際にその会議を開催するに当たって、事前の準備としまして、会議に出席になれる方たちと、リモートの試行といいますか、そういうのも実施しているところであります。

以上です。

○竹崎和虎委員 人権同和政策課さんとか男女参画のほうも、恐らく同じ感じですか。

○無田県民生活局長 県民生活局長の無田と申します。お世話になります。

今竹崎委員のほうから御質問がございましたように、このコロナ禍の中で、なかなか実際に面しての会議とか、あるいは研修等ができないというようなことで、今くらしの安全推進課のほうからも話がございましたけれども、例えば、パレアのほうで実施しておりますような自己研修、これもリモートを使って実際の、仮にやりました。それから、人権の研修に関しましても、人権センターのほうで行ってございました研修を、同じくネットワークを活用しまして、いわゆるインターネットを活用して、実際に人権センターに来なくても講座を受けられるような取組を今年度行っておりますので、今後、コロナの状況によっては、引き続き、なかなか研修等が実地で開催できないようなことも考えられますが、その場合にも、できるだけそういったリモートとかインターネットとかを活用した取組を代替措置として実施してまいりまして、できるだけ事業の停滞が起こらないように、県民サービスが低下しないようにということで考えていきたいと思っております。

○竹崎和虎委員 今おっしゃられたように、今後どうなっていくか、コロナの状況が。早

くワクチンが供給されるような形になれば収まっていくのかと思っておるんですが、まだ先々が見通せない状況なものですから、我々も、議員間の会議であったり、会合というのがリモートであったり、Z o o mであったりとか、そういったこともあっておりますので、今後そういった対応をしていくことが、新しい生活様式の一つにもなっていくのかと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。

○松田三郎委員 説明資料、12ページの水俣病審査課、公害保健費の中の争訟対策費、これは、主に裁判に関する費用だと思いますが、県庁の中でも非常に特殊な仕事といひますか、ほとんど裁判のことに関わって、厳しい中にも仕事をしていただひているわけだと思ひております。

裁判の中で、もちろん県の主張をしっかり認めてもらわなければならぬし、万が一敗訴した場合は、多額の損害賠償とか払わなければならぬという意味では、地味かもしれませんが、非常に大切なところだと思ひております。

それで、以前職員の方に聞いたことありますが、この課でいくと、今職員給与費が20人となっておりますが、この場合、課の職員さん、専従で、班の中の何人かとか、裁判だけに専従する職員さんというのは何名かいらっしやるんですか。

○坂野水俣病審査課長 水俣病審査課でございます。

今水俣病審査課におきましては、認定審査班と法務審査班と2つの班に分かれております。そのうち、法務審査班のほうが訴訟関係のほうを主に担当しているというところでござ

います。

今5名程度、班長含めていただひるところでございます。

○松田三郎委員 プラス、もちろん裁判ですから、弁護士の先生にもいろいろ相談なさると思ひますが、これは、通常県全体で願ひしている顧問弁護士なのか、もしくは水俣病に特に詳しい方なのかというのは、大体どちらの方に相談等を、あるいは実際の弁護なりしているのか。

○坂野水俣病審査課長 水俣病審査課でございます。

今願ひしております弁護士の先生は、これまでのいろいろ水俣病関係裁判あつておりますけれども、そこで御担当等をしていただひた先生に基本願ひしているところでございます。

○松田三郎委員 最後に、私、昨年度まで、幸か不幸か、連続3年、経済環境委員会におりまして、そこでも申し上げたんですけれども、冒頭申し上げましたように、決算委員会で言うのも妙な話かもしれませんが、非常に重要な部署であるにもかかわらず、なかなか少ない人数で頑張つていただひている。恐らくこの金額というの、もしかすると、例えば、裁判の結審なり、判決が集中する年度は高くなつたりとか、多少の変動もあろうかと思ひますが、人数もこれ以上減らさないように、部長は長年水俣病とか環境いらっしやいますんで、予算、そしてマンパワーは減らさないよという話をしておりましたんで、これまた、決算委員会での変な話じゃござひますが、課の方々に頑張つていただひくようにお伝えいただひければと思ひます。

以上です。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。

○高木健次副委員長 冒頭の藤本部長の中に、1枚目の下段のほうですけれども、熊本県農林水産業鳥獣被害対策プロジェクト会議、その後に、新たに危機管理防災課を構成員として入れたということですが、非常に環境対策というと、天候不順とか地球温暖化とか、そのことによって水害とか、いろいろな災害等も昨今非常に増えてきておりますので、これは危機管理防災課を一緒に入れたと、会議の中にとすることは非常にその成果というものが出てくるのかなという感じがしておりますけれども、その辺の状況、あるいは、これからどういう形で、復興を含めていろいろな環境対策をやっていくのか、その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

○藤本環境生活部長 鳥獣被害対策、実際上の農作物の被害がかなり深刻だということで、農業、林業関係者の声が非常に大きいと思います。

私ども環境ですので、冒頭もありましたけれども、自然保護課というところでやっている、担っているというのは、個体管理と申してはありますが、適正な頭数に、絶滅させてもいけないものですから、それを管理するというのが私たちの仕事なんですけれども、実際上は、こういうプロジェクト会議を通じて、被害対策がやっぱりどうしてもメインになっているところなんです。

ただ、そういうやっぱり自然はきちんと適正に残すというのが本来の姿ですので、今回、ちょっと影響はどうか分かりませんが、仮に森林の被害があったことがやっぱり防災上に問題があるとか、そういうことも将来的には見えてくるかもしれませんので、そのあたりは、こういう会議も通じて、私、冒頭、松田委員から垣根を乗り越えるみたいな話がありましたけれども、私どもの主張はしっかりしつつ、県全体で適正な、被害も少

なくして自然も守ると、あるいは防災にもなると、そういったことが進めていければなどというふうに思っております。

○高木健次副委員長 そういういろいろなこれからの対策というのは、新たにまた出てくる部分、問題、課題が出てくるのかなというふうに思っておりますので、これ、ぜひやっぱり協調、あるいは課との連携を組み合わせながら取り組んでいただきたいというふうに思います。

以上です。

○前田自然保護課長 先ほど池永委員からの御質問の中で、カラスについてお答えしておりませんでした。申し訳ございませんでした。

カラスは、生活環境とか農業に対する被害がございますので、有害鳥獣に指定されております。その中で、有害鳥獣の捕獲許可を与えて捕ってもらってますけれども、市町村長が許可をしております、1人当たり100羽を許可しております、大体1羽当たり200円の補助とかを与えて駆除に当たっておるところでございます。

○田代国広委員長 自然保護課に明許繰越しが非常に多いのが目立ちます。事故繰越分にもあるんですけれども、本来、予算は単年度決算なんですよね。したがって、当初予算でつけた予算は、年度内に消化するのがベストであって、例えば、今回のここに書いてあるように、年度末に予算が決定した場合は、明許繰越し、やむを得ないんですけれども、元来、当初予算についたものについては——やっぱりほとんど当初予算についたものが多いと思うんですよ。だとするならば、年度内に消化できるように、そこも努力をしていただきたいと思います。職員が足りなかったり、特異性と申しますか、そういったのがあつ

て、これだけ結果が出たかもしれませんけれども、願わくは、年度内にできるだけ——来年度は半分に減らすように努力をしていただきますようお願いしておきます。

○前田自然保護課長 委員長おっしゃったように、予算の執行については努めてまいりたいと思っております。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○田代国広委員長 なければ、これで環境生活部の審査を終了します。

これより午後1時まで休憩いたします。

午前11時21分休憩

午後0時59分開議

○田代国広委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、これより商工労働部、観光戦略部の審査を行います。

商工労働部、観光戦略部の順に説明を求めた後、質疑を受けたいと思います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔にお願いします。

それでは、商工労働部長から決算概要の総括説明を行い、続いて、担当課長から順次資料の説明をお願いします。

初めに、藤井商工労働部長。

○藤井商工労働部長 商工労働部長の藤井です。よろしくお願いいたします。

決算の説明に先立ち、商工観光労働部の再編につきまして御説明いたします。

商工観光労働部につきましては、さきの定例県議会において、内部組織設置条例の一部改正が可決され、10月13日から、商工業一般を所掌する商工労働部と観光分野を所掌する観光戦略部に再編したところです。

新型コロナウイルスの影響により社会経済

システムが大きく変わろうとする中、今後、商工労働部と観光戦略部が、それぞれの役割を強化し、両輪となって機動的かつ効果的な施策を推進していく所存です。

商工労働部では、災害復旧、復興に向け、なりわい、産業の再生等を進めるとともに、ニューノーマル時代への対応として、地域経済の回復、発展、新たな産業の形成を目指して取り組んでまいりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、昨年度、決算特別委員会において、施策推進上改善または検討を要する事項等とされました商工観光労働部関係の4点の措置状況につきまして、私のほうから3点、後ほど観光戦略部長から1点御報告申し上げます。

まず、1点目は、委員長報告第4の5「県立技術短期大学校について、県内の中小企業に優秀な人材を送り込むという役割を再認識し、県内の地場企業に就職する学生が増えるように努めること。また、商工観光労働部は、今後、教育委員会において専門高校の学科のあり方等について検討される際に、地域に必要な人材を育てるという視点を持って、しっかり情報共有や意見交換を行うこと。」という御指摘でございます。

昨年度の取組といたしましては、1年次に、県内企業でのインターンシップや保護者説明会を実施しました。また、情報系の学科におきましては、県外への就職希望者が多い傾向にあることから、同じく1年次に、熊本県情報サービス産業協会による企業勉強会を開催いたしました。

加えて、熊本県工業連合会等の協力により、技術短期大学校の学生を対象に、県内企業を招いて企業面談会を実施しております。

これらの取組などにより、地場企業及び誘致企業を合わせた県内企業への就職率は、おおむね70%を達成しているところです。

今後も、関係団体との連携や広報誌等での

情報発信を強化しながら、引き続き地域産業に密着した実践技術者の人材育成に取り組んでまいります。

なお、教育委員会とは、常時連携して、地域に必要な人材育成について、今後も情報共有や意見交換を行ってまいります。

2点目は、委員長報告第4の6「中小企業振興資金貸付金の未収金について、負担の公平性の観点から、民間の債権回収業者の活用など、様々な手段により一層の徴収促進に努めること。」という御指摘でございます。

これまで、民間の債権回収業者、いわゆるサービサーを活用し、債権回収業務、資力調査、不動産鑑定などを行ってきたところで、

昨年度は、サービサーに不動産鑑定及び回収可能額調査を委託し、その成果物を利用して、貸付先に対し今後の弁済について指導を行っております。

今後も、未収金回収にサービサーを活用するとともに、その専門的なノウハウを蓄積することで、より一層の回収促進に努めてまいります。

3点目は、委員長報告第4の7「産業支援について、県内企業のニーズを十分酌み取り、県として今後どのような産業分野の支援を行っていくか検討し、積極的な事業展開を図ること。」という御指摘でございます。

まず、昨年度の取組でございますが、県内企業のニーズ把握やリーディング企業等の掘り起こしを目的として、企業訪問を実施いたしました。

いただいた意見につきましては、本年12月に策定予定の次期産業振興ビジョンに係る検討委員会等において集約しました。

来年度以降、ビジョンに掲げる取組を実施することにより、基幹産業のさらなる成長を目指すとともに、医療、食、健康、農業など、ライフサイエンス分野を中心とした本県の強みを生かした産業創出、魅力発信を積極

的に促進してまいります。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、サプライチェーンの毀損や社会の外出自粛等によって県内中小企業の売上げは減少しておりますが、この逆境の中、巻き返し策として、新たな取組を始めたいという声がござい

ます。そこで、令和2年度6月補正予算で、国の地域企業再起支援事業を利用し、従来のリーディング企業助成補助金に新型コロナウイルス対策枠を設け、拡充しております。

このような取組を通じて、本県に強みのある産業分野の一層の発展を後押ししてまいります。

続きまして、令和元年度決算の概要について御説明申し上げます。

説明資料の1ページ、令和元年度歳入歳出決算総括表をお開きください。

まず、歳入につきましては、一般会計と4本の特別会計を合わせまして、収入済額が606億600万円余、不納欠損額が3,300万円余、収入未済額が29億5,100万円余となっております。

不納欠損額と収入未済額の主なものは、中小企業振興資金貸付金に係るものでございます。

次に、歳出につきましては、一般会計と特別会計を合わせまして、支出済額が724億6,600万円余、翌年度繰越額が106億5,100万円余、不用額が73億5,700万円余となっております。

翌年度繰越額は、主にグループ補助金など災害復旧に係るものと令和元年度末の専決予算による新型コロナウイルス感染症対策に係るものでございます。

不用額は、主にグループ補助金、企業立地促進費補助等の執行残などでございます。

以上が商工労働部の決算の概要でございますが、詳細につきましては、各課長から御説明いたしますので、御審議のほどよろしくお

願いをいたします。

○田代国広委員長 引き続き、各課長から説明をお願いします。

○臼井商工政策課長 商工政策課長の臼井でございます。本日は、よろしくお願いいたしますします。

お手元に、縦紙の監査結果指摘事項と横紙の決算特別委員会説明資料、商工労働部と書いてある2つの資料を御用意いただけますでしょうか。

まず、監査結果指摘事項についてでございますが、商工労働部の指摘事項については、産業支援課について指摘がございました。対応状況等につきましては、後ほど担当課長から御説明させていただきます。

次に、横紙の決算特別委員会説明資料、商工労働部を御覧ください。

説明資料の2ページをお願いいたします。

まず、一般会計の歳入についてです。

中ほどの列を御覧いただくとお分かりになるとおり、商工政策課分、いずれも不納欠損額、収入未済額はございません。

続きまして、4ページをおめくりください。

商工政策課分の一般会計の歳出についてでございます。

商工費、商業費に不用額968万円余がございます。

4ページ下段の商業総務費についてですが、そのうち不用額709万円余は、経費節減等と新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う海外出張中止によって生じた執行残でございます。

5ページをお願いいたします。

上段の大阪事務所費ですが、117万円余の不用額が生じております。

また、下段の福岡事務所費ですが、140万円余の不用額が生じております。

いずれも、経費節減等と新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う会議等の中止によって生じた執行残でございます。

商工政策課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○増田商工振興金融課長 商工振興金融課、増田でございます。よろしくお願いいたしますします。

決算につきまして、主なものを御説明させていただきます。

説明資料の6ページをお願いいたします。

6ページから8ページにかけてが一般会計の歳入予算でございます。

不納欠損、収入未済額ともにございません。

6ページの国庫支出金のうち、最下段の中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助につきましては、予算現額と収入済額との間で91億6,900万円余の差が生じております。これは、グループ補助金を令和2年度に繰り越したことなどによるものでございます。

続きまして、8ページをお願いいたします。

諸収入のうち、3行目、中小企業貸付金回収金につきましては、予算現額と収入済額との間で26億2,100万円余の差が生じております。これは、いわゆる制度融資、中小企業融資制度の預託金が主なものでございます。

預託金は、金融機関に預け入れを行います。年度末には回収を行います。融資実績に応じて預託を実行した結果、予算額に対して減となっているものでございます。

続きまして、9ページをお願いいたします。

9ページからは、一般会計の歳出でございます。

このうち、不用額の大きいものについて御説明いたします。

10ページをお願いいたします。

上段、中小企業振興費の不用額26億6,500万円余につきましては、先ほど申し上げました中小企業融資制度の預託金でございます。融資実績に応じて執行したことに伴う減でございます。

下段、災害復旧費の商工施設災害復旧費の不用額33億3,800万円余につきましては、グループ補助金の交付決定、実績確定等に伴う執行残でございます。

なお、両方とも翌年度繰越額がございますが、後ほど附属資料で説明をさせていただきます。

次に、中小企業振興資金特別会計についてでございます。

12ページをお願いいたします。

12ページからが歳入になります。

12ページの財産収入、繰入金、繰越金につきましては、不納欠損額、収入未済額はともにございません。

なお、上段の財産収入につきましては、債権譲渡による売払い収入でございます。

また、下段、繰越金におきまして、予算現額と収入済額の間で2億円余の差が生じております。これは、会計ルール上毎年起きているようなものなのですが、予算現額は歳出予算に見合う分を一部計上させていただいております。収入済額には繰越金額の全額を計上しているということによるものでございます。

13ページをお願いいたします。

諸収入についてでございます。

中小企業振興資金貸付金の償還元金、償還利子、それから延滞違約金を合わせまして3,320万円余の不納欠損、それから収入未済額が29億4,150万円余となっております。後ほど附属資料で御説明をさせていただきます。

続きまして、14ページをお願いいたします。

14ページは、歳出についてでございます。

上段、商工費の中小企業振興資金助成費の不用額969万円余につきましては、経費節減等による執行残でございます。

次に、公債費——公債費といえますのは、償還があったときに、中小機構のほうに返還するために設けているものでございます。公債費の元金で2億3,800万円余の不用額が生じております。これは、高度化資金の繰上償還を多めに見込んでおりましたが、一部実現しなかったということによるものでございます。

また、次の15ページ、一般会計の繰り出し分でございます。

これも同様に、貸付償還金のうち、県分を一般会計に繰り出すものでございますが、同様の理由で、1億1,393万円余の不用額が生じたものでございます。

続きまして、附属資料のほうをお願いいたします。

まず、附属資料の1ページをお願いいたします。

令和元年度の繰越事業調べの明許繰越しについてでございます。

まず、上段の新型コロナウイルス感染症経営相談体制強化事業につきましては、融資に関する相談が増加する中、速やかな相談体制の強化をする必要があったことから、令和2年3月25日の専決処分により、商工団体の相談体制を強化したものでございます。令和2年度に繰り越し、7月までの事業として実施をさせていただきました。

下段の中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業、いわゆるグループ補助金につきましては、令和元年度補正予算で追加の措置がございました。それに伴い、予算化を行っております。

公共事業等の影響により補助申請ができない事業者が、引き続きグループ補助金を活用できるよう、令和2年度へ繰り越しているものでございます。

現時点では、事業が完了したものはございませんが、交付決定のベースで言いますと、44%となっております。

次に、2ページをお願いいたします。

事故繰越についてでございます。

同じく、グループ補助金につきまして、平成30年度の補正予算で事業費を計上し、令和元年度に繰り越したものにつきまして、事業が完了しなかったことから令和2年度へ事故繰越を行っているものでございます。

現在の進捗状況としましては、27%となっております。事業完了に向けて、随時進捗状況を確認しながら、本年度中の事業完了に向けて支援を行ってまいります。

なお、グループ補助金全体の執行状況としましては、99%が復旧を完了しているという状況でございます。

次に、4ページをお願いいたします。

令和元年度収入未済に関する調べについてでございます。

まず、上段、1の歳入決算の状況についてでございますが、不納欠損額が3,320万円余、収入未済額が29億4,150万円余となっております。

収入未済額の内訳としましては、償還元金が27億5,669万円余、償還利子が2,612万円余、延滞違約金が1億5,868万円余でございます。

次に、下段の2の収入未済額の過去3年間の推移でございます。

3年間とも、現年度分としての未収金は発生してございません。

年々減少はしているところでございますが、平成30年度と令和元年度につきましては、未収金の回収に加え、議会の議決をいただき、不納欠損をしております。その減少もでございます。結果として、令和元年度末で、29億円余となっているところでございます。

5ページをお願いいたします。

上段、3の収入未済額の状況につきまして、収入未済額が生じている件数としましては、その表の右下にございまして、19件でございます。重複分を除きますと、15の貸付先ということになります。

このうち分納納付中が、分納中の合計欄にありますとおり15件と。債権額にして、20億1,200万円分というふうになっております。

その右側に、今回、非協力的ということで1件上げさせていただいております。

この非協力的と分類いたしましたのは、こちらからの催告書の送付ですとか事業所への訪問、電話による連絡などをしても、全く反応があってないというところでございます。積極的に何か拒否されているとかそういうことではございませんけれども、そういう事情でここに計上させていただいております。

そして、その右側にありますその他として、3件、7億653万円余につきましては、既に廃業され、主債務者または連帯保証人の資力もないことから、地方自治法施行令に基づきまして、現在、徴収停止中ということにさせていただいております。

本件につきましては、定期的に関係者の調査を行っております。このまま資力の回復等が認められなければ、債権放棄の進めさせていただきたいと考えております。

それから、最後に、一番下の4、令和元年度の未収金対策についてでございます。

6点ほど書いてございます。

①にございまして、未収金対策の基本方針や貸付先別の処理方針を策定して、回収に努めております。

②のとおり、個別の債権の回収に関しましては、法律的な解釈や指導を受けるため、弁護士にも随時相談をしているところでございます。

また、③のとおり、死亡した連帯保証人の相続状況の調査でありますとか、分納中の債務者に対しては、返済額の増額交渉等を施す

ほか、④のとおり、未収金の発生防止の取組としましては、サービサーを活用し、担保物件の不動産鑑定回収可能性について検討を行いながら、弁済の指導に当たっているというところでございます。

また、先ほど申し上げましたとおり、⑤に書いてますとおり、平成31年2月議会におきまして、債権の放棄の承認を得ております。それにつきまして、不納欠損の処理をさせていただきますいております。

そして、さらに、⑥にありますとおり、中小企業団体中央会に委託をしまして、高度化事業の診断に係る業務委託を行っております。現在、償還中の貸付先の経営状況把握や助言、指導を行っているというところがございます。

それから、すみません、10ページをお願いいたします。

令和元年度不納欠損に関する調べでございます。

そこに記載のとおり、回収努力を行ってもなお回収が困難な案件につきまして、31年2月議会で債権放棄の承認を受けた上で不納欠損を実施したものでございます。

未収金につきましては、今後も継続的に粘り強く回収に取り組んでまいります。

その中で、努力を尽くしてもなお回収が困難と判断される案件につきましては、徴収停止などを行い、債権放棄も見据えた対応を行わせていただきたいと思います。公平性の観点と費用対効果を踏まえた上で対応してまいりたいと考えております。

商工振興金融課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○岡村労働雇用創生課長 労働雇用創生課でございます。

先ほどの説明資料にお戻りいただき、16ページをお願いいたします。

まず、16ページから22ページまでの一般会

計歳入において、不納欠損額はございません。

おめくりいただきまして、19ページをお願いいたします。

国庫支出金のうち、上から4段目の職業能力開発施設等整備費補助につきましては、予算現額と収入済額との差が1,144万円余となっております。これは、事業実績が執行見込額を下回ったことによる国庫補助金の減でございます。

20ページをお願いいたします。

一番上の段の生涯職業能力開発事業等委託金につきましては、予算現額と収入済額との差が1億1,183万円余となっております。これは、主に離職者訓練の受講者の減少や早期に就職先が決まったこと、訓練生が中途退校したことなどによる国庫委託金の減でございます。

21ページをお願いいたします。

上から5段目の諸収入でございますが、延滞金について、994万円余の収入未済がございます。これは、中小企業従業員住宅事業関連のものになります。

22ページをお願いいたします。

雑入で6万円余の収入未済がございます。これは、委託訓練受講経費の返還金になります。

この2件の内容につきましては、後ほど附属資料において説明させていただきます。

続きまして、一般会計の歳出でございます。

不用額の大きいものについて御説明します。

おめくりいただきまして、25ページをお願いいたします。

一番上の段の職業能力開発校費でございますが、1億3,349万円余の不用額が生じております。

主な理由としましては、備考欄の事業の概要のうち、下から2番目の離職者訓練事業に

において、先ほど国庫委託金の減のところでお説明しましたように、訓練受講者の減少や早期に就職先が決まったことで中途退校したことなどによる執行残でございます。

26ページをお願いいたします。

失業対策総務費でございますが、1,831万円余の不用額が生じております。

主な理由としましては、備考欄の事業の概要のうち、下から3番目の障害者就業・生活支援センター事業において、実績確定によるセンター運営に係る委託料の減などに伴う執行残でございます。

続きまして、別冊の附属資料をお願いいたします。

3ページをお願いいたします。

令和元年度の繰越事業について御説明いたします。

上段の技術短期大学学校教育対策事業は、技術短期大学の保全計画に基づく工事で、放送設備と自動火災報知設備の更新などの建物の改修工事でございます。

計画当初は、令和元年度前半で設計を、後半から工事を行う予定としておりました。しかし、設計の条件設定等の協議に時間を要した結果、工事が年度内に完了しないこととなったため、繰越しを行ったものでございます。

右側の9月1日現在の進捗状況としましては、90%となっております。

下段の新型コロナウイルス感染症対策雇用維持・確保支援事業は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、従業員の雇用維持や雇用確保のために、国の雇用調整助成金などの制度利用を考えている県内事業者に対し、社会保険労務士をアドバイザーとして派遣し、各種制度の活用に係る個別相談や申請書類の書き方等を支援するために要する経費です。令和2年3月に専決処分を行い、その全額について繰越しを行ったものでございます。

右側の9月1日現在の進捗状況としては、

82%となっております。

6ページをお願いいたします。

続きまして、収入未済に関する調べについて御説明いたします。

延滞金における収入未済額994万円余でございますが、これは、中小企業従業員住宅事業の延滞金でございます。

まず、この事業の概要について説明いたします。

この事業は、厚生年金を財源とした融資を利用して県が企業の従業員住宅を建設し、これを企業に有料で20年間貸し付けた後、その住宅を企業に譲渡するというものでございました。

合計で68の企業の利用のうちの1社について、使用料を滞納していたことから、平成24年の12月議会において、住宅の明渡しや未払い貸付料の支払いなどを求める訴えについて、県議会の議決をいただき、訴訟による解決を行いました。

これまでの未収金対策についてですが、4、令和元年度の未収金対策を御覧ください。

平成25年9月の判決の結果、貸付料と延滞金の額3,351万円余が確定いたしました。

未収金の回収については、債務者の連帯保証人の不動産が確認できたため、平成27年2月に強制競売の申立てを行い、落札され、県に1,871万円余の配当があったため、貸付料をはじめとする債権の一部に充当して未収金を回収しております。

その結果、元本については完済したこととなり、延滞金額が確定し、残る延滞金総額は1,905万円余となりました。

その後、29年の3月に、債務者から債務者所有の土地の任意売買について相談があったため、弁護士等とも相談の上、任意売買に応じることとし、29年4月に約910万円を回収いたしました。

平成30年度以降、債務者所有の残る不動産

の任意売買の状況の把握に努めておりますが、立地条件等の理由から、現在のところ買手が見つからず、任意売買が困難な状況が続いております。

この間、弁護士への法律相談を2度実施するほか、不動産の適正な評価額を把握するため、不動産鑑定評価を実施しました。

令和元年10月には、任意売買の兆しがあったため、強制競売の手続には入らずに動向を注視しておりましたが、売買には至りませんでした。

現在は、毎月、債務者から電話や面会等による状況報告を受け、任意売買の交渉状況について確認を行っております。

今後も、弁護士等と相談しながら、引き続き未収金の回収に全力を尽くしてまいります。

8ページをお願いいたします。

雑入として、6万円余の未収金が生じております。

未収金が発生した背景を御説明いたします。

平成21年度に高等技術専門校で行いました自動車運転免許取得の委託訓練におきまして、訓練受講の際には雇用保険に未加入であった受講者が、訓練が終了した後で訓練受講前に遡り雇用保険の被保険者となったことから、訓練受講の要件を満たさないこととなったため、免許取得経費や訓練手当など10万円余を返還させる必要が生じたことによるものでございます。

分納により平成22年度までに4万円余を返還させたところですが、就職しても短期間で離職を繰り返し、無職の状態が続いたことから、23年度以降の返還が滞り、現在6万円余の収入未済となっております。

これまでの対応につきましては、4、令和元年度の未収金対策を御覧ください。

これまで、分納誓約書を提出させ、催告を行ってきておりましたが、1つには、債務者

が平成25年5月から生活保護を受給し始めたこと、2つ目には、今後も継続的な就労の見込みが低く、返済資金の確保が難しいこと、3つ目には、債権金額が少額で、取立てに要する費用が債権金額を上回ることから、平成26年3月17日に徴収停止を決定いたしました。

なお、令和元年度においても、福祉事務所等へ状況調査を2回行いましたが、状況等に変更などはなく、生活保護を受給しながら救護施設に入所を続けている状況から、徴収停止の要件に該当すると判断したため、徴収停止を継続しました。

今後も、債務者の生活保護を担当する福祉事務所等の関係機関と連携の上、状況調査を継続し、資力回復状況について確認を行っていくこととしております。

労働雇用創生課については以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○大下産業支援課長 産業支援課の大下でございます。よろしく申し上げます。

まず、決算特別委員会の説明資料に入ります前に、今年度の定期監査における公表事項として指摘事項がございますので、御説明いたします。

監査結果指摘事項と表題のあるA4、1枚の資料をお願いいたします。

指摘事項は、「特許登録に係る謝金等について支払が遅れたため、遅延利息400円が発生している。支払手続において組織的なチェック体制の強化を図り、支払漏れの防止に努めること。」というものでございます。

事案の概要でございますが、令和元年8月23日、産業技術センターから前年度に出願した特許権に係るシステム登録依頼があり、その際、当該特許出願事務に係る弁理士への謝金の支払いが未済であることが判明いたしました。

経緯といたしましては、平成31年2月20日付の当該謝金の請求書を、産業技術センターが受領後、産業支援課に送付したものの、産業支援課において受領の確認ができておりませんでした。さらに、産業支援課では、特許出願の決裁時に行うべき支出点検表への入力もされていなかったことから、支払い漏れを把握できていなかったことにより発生したものでございます。

対応状況でございますが、令和元年9月11日に、遅延利息と併せまして謝金の支払いを完了しております。

今後は、産業技術センターと産業支援課間の請求書等の重要な文書のやり取りについては、原本の送付に加え、PDF化したデータを電子メールにより送付するなど、連絡体制を強化してまいります。

あわせて、特許事務を含む支出を伴う事務におきましては、事務担当者による支出点検表の入力と経理担当者による確認を徹底し、チェック体制を強化することで、再発防止を図ってまいります。

それでは、決算の御説明に入らせていただきます。

お手元の説明資料の27ページをお願いいたします。

まず、一般会計の歳入でございますが、不納欠損額、収入未済額はありません。

29ページをお願いいたします。

上から2段目の地域イノベーション基盤整備事業費補助につきまして、予算現額と収入済額に5,207万円余の差が生じております。これは、国の地域イノベーション基盤整備事業が不採択となったことによるものでございます。

30ページをお願いいたします。

上から3段目の産業技術センター収入につきまして、予算現額と収入済額に889万円余の差が生じておりますが、これは、国等の提案公募型事業において、採択となった提案が

予定より少なかったことによるものでございます。

次に、一般会計の歳出でございます。

33ページをお願いいたします。

工鉱業振興費につきまして、7,318万円余の不用額が生じております。

主な理由としましては、地場企業立地促進費補助金と地域未来投資促進補助金におきまして、事業者からの補助金申請額が見込みを下回ったことにより生じたものでございます。

次に、34ページをお願いいたします。

上から2段目の産業技術センター費につきまして、6,627万円余の不用額が生じております。

主な要因は、歳入でも御説明しました国の地域イノベーション基盤整備事業が不採択となったことに伴う執行残と、産業技術センターの運営管理費等における事務費の経費節減に伴う執行残でございます。

産業支援課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○上塚エネルギー政策課長 エネルギー政策課の上塚でございます。よろしく申し上げます。

説明資料の37ページをお願いいたします。

一般会計の歳入でございますが、いずれも不納欠損額、収入未済額はございません。

続きまして、一般会計の歳出でございます。

不用額の大きいものについて御説明いたします。

40ページをお願いします。

工鉱業振興費につきまして、1,174万円余の不用額が生じております。

これは、主に、備考欄の事業の概要にあります阿蘇採石場防災対策事業等における事業実績が見込みを下回ったこと及び経費節減に伴う執行残でございます。

エネルギー政策課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○工藤企業立地課長 企業立地課の工藤でございます。よろしくお願いたします。

説明資料の41ページをお願いたします。

41ページから43ページにかけて、一般会計の歳入を記載しておりますが、不納欠損額及び収入未済額ともにございません。

42ページをお願いたします。

一番上の諸収入の欄を御覧ください。

2億円余の差額が生じております。これは、3段目の企業立地促進資金貸付金回収金につきまして、新規貸付けの実績がなく、回収金が生じなかったことによるものでございます。

おめくりいただきまして、44ページをお願いたします。

一般会計の歳出でございますが、上から3段目、工鉦業総務費に5億9,354万余の不用額が生じております。主なものとしましては、企業立地促進資金融資の新規申請額がなかったこと、また、企業立地促進補助金において、補助金交付申請額が見込額より少なかったことによるものでございます。

45ページをお願いたします。

港湾整備事業特別会計の歳入でございますが、港湾使用料につきましては、土木部の歳入となっており、土木のほうで記載させていただいております。

おめくりいただきまして、47ページをお願いたします。

臨海工業用地造成事業特別会計の歳入でございます。

不納欠損額及び収入未済額はともにございません。

一番下の繰越金でございますが、予算現額と収入済額の比較の欄に3億2,445万の差額が生じております。これは、過去の用地売却収入等を決算に合わせて繰越金として処理す

るために生じたものでございます。

続きまして、49ページをお開きください。

高度技術基盤整備事業等特別会計でございますが、不納欠損額及び収入未済額はともにございません。

一番上の財産収入の予算現額と収入済額との比較の欄に797万余の差額が生じております。これは、セミコンパークの土地貸付け等が増えたことによるものでございます。

また、一番下の繰越金でございますが、予算現額と収入済額の比較の欄に1,987万余の差額が生じております。これは、昨年度の工業団地管理費の執行残を、会計処理上繰り越したものでございます。

おめくりいただきまして、50ページをお願いたします。

高度技術基盤整備事業等特別会計の歳出でございます。

一番上の段、商工費に1,467万余の不用額があります。その主なものは、各団地の除草など管理経費の執行残でございます。

続きまして、県有財産処分についてでございますが、別冊の附属資料をお願いたします。

11ページをお願いたします。

県有財産の処分でございますが、1つ目が城南工業団地、それから、2つ目が菊池テクノパークについて、それぞれ区画の一部を民間企業に売却したものでございます。

企業立地課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○田代国広委員長 以上で商工労働部の説明が終わりました。

次に、寺野観光戦略部長から総括説明をお願いたします。

○寺野観光戦略部長 観光戦略部長の寺野でございます。よろしくお願申し上げます。

先ほど商工労働部長から説明があったとお

り、新しく観光戦略部が発足いたしました。

観光戦略部では、観光を基軸としまして、イノベーションの視点で挑み、確実な成果を上げていくことを組織目標としております。

そのために、1つ、熊本が誇る観光資源の磨き上げとコロナに対応した、いわゆるニューノーマルへの対応で、観光の競争力を飛躍的に向上させます。2つ、コンパクトな部の特性を最大限に生かし、災害復旧、復興の各フェーズごとのニーズに対応した有効施策をスピーディーに実行いたします。3つ、観光のみならず、他のセクションの施策と連動し、相乗効果を最大限に発揮する。

この3つの視点で、他県に先駆けた、あるいは他県にない取組を進め、熊本の経済の再生、振興に取り組んでまいりますので、よろしくお願いたします。

本日は、当部より、旧国際課、旧観光物産課、昨年度で廃部となりました旧国際スポーツ大会推進部の決算について説明いたします。

まず、令和元年度決算の説明に先立ち、昨年度の決算特別委員会におきまして御指摘のありました施策推進上改善または検討を要する事項のうち、観光戦略部に関係する事項、1点について、その後の措置状況を御報告いたします。

当部と環境生活部、農林水産部に共通する「有害鳥獣の捕獲、自然公園の施設整備等複数の部が所管する業務について、観光や農業等、関係各部、各課とさらに庁内の連携を図りながら、総合的な対策を全庁的に行うこと。」という指摘についてでございます。

本日、午前の部で環境生活部から総括して説明したところですが、当部に関する部分について、抜粋して御説明いたします。

昨今、自然公園は、その自然景観などの保護目的に加え、観光の新たな資源としまして利活用する需要が高まってきております。

当部としましても、さらなる観光資源の磨

き上げのため、自然公園を有効に活用することの重要性を認識しているところでございます。

令和元年度におきまして、上益城地域振興局管内の自然公園において、施設管理を行う林務課と連携し、受入環境改善・インバウンド対応事業としまして、トイレの洋式化を図ったところでございます。

引き続き、観光庁や環境省などの補助事業も活用しながら、関係部局と連携し、自然公園の有効活用による観光振興を進めてまいります。

続きまして、令和元年度決算の概要について御説明申し上げます。

当部の説明資料の1ページ、お願いいたします。

令和元年度歳入歳出決算総括表をお開きください。

まず、歳入については、収入済額が5億1,800万余となっております。

次に、歳出につきましては、支出済額が59億4,600万円余、翌年度繰越額が1,200万円余、不用額が2億3,700万余となっております。

翌年度繰越額は、クルーズ船寄港による経済効果促進事業に係るものでございます。

不用額は、主に多文化共生総合相談ワンストップセンター事業、産業展示場災害復旧等事業、オリ・パラキャンプ誘致推進事業などの執行残でございます。

以上が観光戦略部の決算の概要でございます。

詳細につきましては、各課長から説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願申し上げます。

○田代国広委員長 引き続き、各課長から説明をお願いします。

○府高観光交流政策課長 観光交流政策課の

府高でございます。よろしくお願いたします。

まず、観光戦略部の定期監査での指摘事項についてはございません。

次に、国際課の決算説明でございますが、観光交流政策課と観光振興課を代表いたしまして、私のほうから説明をさせていただきます。

お手元の観光戦略部説明資料の2ページのほうをお開きいただきたいと思えます。

まず、一般会計の歳入でございますけれども、いずれも不納欠損額及び収入未済額はございません。

中段、太字の外国人受入環境整備交付金につきまして、予算現額と収入済額との差が582万円余となっております。これは、多文化共生総合相談ワンストップセンター事業につきまして、ホームページ、翻訳作業等を内製化、自らの組織の中で行いました結果、事業実績が執行見込額を下回ったということによります交付確定の減によるものです。

次に、4ページのほうをお開きください。

一般会計の歳出についてでございます。

主なものの御説明をいたします。

まず、下段の太字で諸費でございますけれども、1,734万円余の不用額が生じております。

主な理由といたしまして、備考欄、中ほどのほうに幾つか上げておりますけれども、国際交流活性化推進事業、こちらにつきまして、海外トップセールスですとか海外要人、VIPの来訪時の通訳の実績が見込みを下回ったことですとか、あと、一番下の項目です、多文化共生総合相談ワンストップセンター事業、こちらにつきまして、当初の見込みよりも日本人によります相談のほうが多くて、多言語コールセンターの利用料が見込みを下回ったといったことによる執行残でございます。

次に、5ページ上段の太字、農業総務費で

ございますけれども、548万円余の不用額が生じております。これは、主にシンガポール、香港の現地事務所の運営に要します経費、こちらが見込みを下回ったことによる執行残でございます。

同じページの下段、太字の商業総務費です。

こちらのほうは、1,867万円余の不用額が生じております。これは、主に備考欄の中ほどのほうに記載しております海外展開推進体制整備事業、それから戦略的アジアマーケット開拓事業、こちらにつきまして、複数事業に係る海外出張をまとめて効率的にできました。こういったことによる経費削減、それから香港情勢が悪化したこと、それから昨年度末から始まりました新型コロナウイルスの影響によりまして、現地でのPRイベント等ができなかったといったことによります執行残になっています。

最後に、6ページのほうを御覧いただきたいと思えます。

観光費でございますけれども、1,064万円余の不用額が生じております。

これは、主に備考欄、上から2番目、外国クルーズ船観光客受入体制強化推進事業における委託事業の執行残、それから、同じく備考欄、中ほどの国際スポーツ大会対策事業、こちらの旅費委託事業の執行残となっております。

続きまして、別冊の附属資料のほうを御説明いたします。

開いていただきまして、1ページを御覧いただきたいと思えます。

令和元年度の繰越事業調べの明許繰越しについてでございます。

1件だけ上げております。

クルーズ船寄港によります経済効果促進事業、こちらにつきまして、八代市内へのくまモン像設置などの寄港地としての魅力の向上を図ります事業が主なものなんですけれど

も、補助事業者であります八代市におきまして、施工箇所の選定に不測の日数を要したということで1,247万8,691円、こちらの繰越しをお願いしております。

国際課については以上でございます。よろしくお願いたします。

○脇観光企画課長 観光企画課の脇でございます。よろしくお願をいたします。

私のほうから、従来の観光物産課分に加えまして、組織改編に伴い、清算事務を引き継ぎました国際スポーツ大会推進部の部分について説明をさせていただきます。

まず、旧観光物産課分の決算状況について説明をさせていただきます。

説明資料の7ページをお願いいたします。

一般会計の歳入でございますが、いずれも不納欠損額及び収入未済額はございません。

主なものを説明させていただきます。

8ページをお願いいたします。

上から2段目のグローバル産地づくり推進事業費補助についてですが、予算現額と収入済額との差は560万円余となっております。これは、事業実績が執行見込みを下回ったことに伴う国庫補助金の減によるものでございます。

一般会計の歳出でございます。

主なものを説明させていただきます。

飛びまして、12ページをお願いいたします。

上段の観光費で2,126万円余の不用額が生じておりますが、主なものとして、備考欄の下から5つ目のポツ、MICE等誘致促進事業の補助実績減に伴う執行残、それから、下から3つ目のポツ、熊本地震復興観光拠点整備等推進事業などの実績が当初の見込みを下回ったことによる執行残でございます。

それから、同じく同ページの下段、災害復旧費において、9,464万円余の不用額が生じておりますが、こちらは、産業展示場災害復

旧等事業の入札に伴う執行残となっております。

続いて、国際スポーツ大会推進部の部分について、決算状況を説明させていただきます。

13ページをお願いいたします。

一般会計の歳入でございますが、いずれも不納欠損額及び収入未済額はございません。

主なものを説明させていただきます。

めぐりまして、14ページをお願いいたします。

最下段のラグビーワールドカップ熊本推進協議会余剰金についてですが、予算現額と収入済額との差は、7,326万円余となっております。これは、当初の見込みを上回り余剰金が発生したことに伴う雑入の増によるものでございます。

一般会計の歳出のほうでございます。

主なものを説明させていただきます。

15ページをお願いいたします。

観光費で5,339万円余の不用額が生じておりますが、主なものとして、備考欄、下から4つ目のポツ、オリ・パラキャンプ誘致推進事業について、委託事業等の実績が見込みを下回ったことによる執行残でございます。

観光企画課は以上です。御審議のほどよろしくお願をいたします。

○田代国広委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

まず先に、商工労働部に係る質疑を受け、その後、観光戦略部に係る質疑に移りたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料の名及びページ番号を述べてからお願いいたします。

それでは、商工労働部に係る質疑はありませんか。

○松田三郎委員 決算では定番かもしれませ

んが、附属資料の4ページ、5ページ、増田課長のところですね。

先ほど説明をいただきましたが、私、決算の委員は久しぶりですが、大体毎年この辺は何らかの質問なり提案があっていると思いますが、直近で以前私が、まだ奥園部長か磯田部長の頃だったと思いますが、なかなかこういうかなり、まあ負担に感じるというか、だからもうどんどん不納欠損で落とすっていったらどうですかというような、やや無責任なお話をしたことがありまして、一部そういう説明もありました。

まず、質問ですが、これは、多分、今5ページの4のところを見ながら聞いておりますけれども、新規のこの振興資金の貸付けというのは、もうないんですね。

○増田商工振興金融課長 商工振興金融課です。

現在、県が直接貸し付ける貸付けというのは、21年が最後で、実績はその後ございません。

○松田三郎委員 となると、これはちょっと意味が分からぬ。4番の④の新たな未収金発生防止の取組云々というのを、サービサーって書いてありますけれども、これは、違約金とか利子のことですかね。

○増田商工振興金融課長 現在貸し付けている先というのが、毎年の定期の、きちっと守っていただいている、通常正常先と申し上げていますが、きちっと返していらっしゃるところと、今回、この未収金の資料に上がっているような、滞ってらっしゃるところがございます。まだ未収金となっていないところにつきましても、要するに、新たな未収金が発生しないようにということで取組をしているところでございます。

○松田三郎委員 分かりました。

先ほどの説明の中で、3番のところですね。分割納付中ということは、これが15件ということは、まあ時間がかかって、少額ではあっても少しずつ返す、さっき非協力的とありましたが、協力的な方ということならば、時間がかかっても、この総額というのは少しずつ減ってくるという理解でいいんでしょうか。

○増田商工振興金融課長 商工振興金融課でございます。

4ページに3年間の推移をつけてございますが、28年度から29年度にかけては340万円ほど、それから、平成30年度にかけては、先ほどの債権放棄を除きますと、やっぱり340万円ほど、それから、元年度にかけては、債権放棄を除きますと880万円ほどという形で、毎年やっぱり、その収入できる額というのが何百万円単位でございます。それに加えてやっぱり、未収金の額というのが20億円という部分になりますので、努力はしてまいりますけれども、じゃあこれが全部完済していくかということについては、なかなか難しい部分はあるのかなというのが正直なところでございます。

○松田三郎委員 本当正直な答弁でいいと思いますが、20億に対して数百万って、これは、部長、どうですか。例えば、毎年毎年の決算委員会でも聞かれることかもしれません。今後の——もちろん、個々に努力はなさってるのも分かるし、以前言いましたが、決算委員会ではそれなりに何か厳しいことを言う委員もいらっしゃいますんで、安易にとは言いませんけれども、今後どうすればいいのかなというのが、部長なりに、あるいは課長なりにお考えがあれば。今日はあれでしょう、マスコミも少ないというか、言える範囲で結構ですけども。

○藤井商工労働部長 高度化資金の未収金対策といいますのは、もうかなり年数もたってきておりますけれども、担当班の活動というのは、今増田が申しあげましたように、しっかりと公平性の観点から一つ一つ連帯保証人先まで調べ、それに対して、債権の通知を出しながら一個一個当たっております。

そういった公平性の観点からは、これはきちっとやっていかなきゃいけないと思いますが、今おっしゃったように、じゃあこれと効率性といいますか、この資金回収のコストの観点、これをどう折り合わせていくかというのは大変悩みでございますが、実は、昨年度、例えば、企業が再生を図るということで、千興ファーム、やらせていただきました。これは債権譲渡という形。ですから、やっぱり企業ごとにそれをどう判断していくかということと、もう一つは、どうしても難しいと、債権整理していても難しいという段階の判断を最終的に詰めましたら、きちっとした、やはり不納欠損処理といいますか、そういった形を取るべき段階にあるものであれば、動こうと思っております。

ただし、今見極めを、本当に難しゅうございますので、そこをぎりぎり担当課でやらせていただいております。

ただし、どうしてもやっぱり事業に失敗された方々、失敗したから返さなくていいというわけじゃなくて、やっぱり資産がまた膨らんで、また新しい事業を始めてこられるような場合もございますけれども、その見極めを、関係するもの関係しないもの、しっかりと見極めながらやっていかなきゃいけないと感じているところでございます。

○松田三郎委員 分かりました。

最後に、これはほかの部でも申し上げたんですけれども、例えば、弁護士に相談するか、あるいはサービサーで、一部外注なり、

別の専従班をつくるとか。そうしないと、なかなかやっぱり職員の方も、ほかのもとの仕事で忙しい、手いっぱいの中で、時間はかかるわ、一定のコストはかかるわ、労力はかかるわ。相手によっては、朝しか連絡がつかないとか夜しかつかない。職員さんも、非常に負担が大きいんであるならば、一部外注等もありますが、もっとそういうのを利活用する、あるいはそれでも徴収コストがかかるんであるならば、さっき部長おっしゃったような、しかるべき時期にはある程度負担を少なくしていく努力、これは、議会のほうも協力しようとは思っておりますんで、そういう思い切った決断も必要になるときもあるのかなというのを頭の隅にでも置いて、毎回毎回決算委員会で指摘されなくても済むようにといいますか、なればいいと思いますので、引き続きよろしくお願い申し上げたいと思います。

以上です。

○西山宗孝委員 松田先生の関連質問なんですけれども、同じく5ページ。

その他という項があったと思うんですけれども、先ほどの説明で、その他についてはもう集金は中止していますというお話があったんですが、倒産するケースとか廃業するケースとかいろいろあると思うんですが、先ほどは、廃業されているから中止してますというお話があった。ちょっとその辺りをもう少し詳しくお教えいただければと思います。

○増田商工振興金融課長 商工振興金融課でございます。

このその他に合計で3件、状態としては徴収停止という状況にさせていただいているものなんですけど、徴収停止は、地方自治法に基づきまして行っているところで、その主な要件としましては、法人が事業停止をして再開する見込みがないと、それで、財産が既にも

うなくなっているとか、財産を売り払っても費用のほうが上回るとか、そういう一定の要件にあるものにつきまして、そういう措置を取らせていただいているというところでございます。

○西山宗孝委員 今3件というお話ありましたが、何かこれについても、集金を廃止する、徴収はやめるんだというところに至る場合の審査会なり会議があるんですよね。そういったものに基づいて、もう金は取らないということになっているかどうかをお聞かせください。

○増田商工振興金融課長 商工振興金融課でございます。

徴収停止につきましては、現在、こちら側、執行部のほうで判断をさせていただいているものになるかと思いますが、仮に、これを債権として放棄するということになれば、議会の議決をいただくということになるかと思えます。

○西山宗孝委員 まあ金額が、我々の感覚からしますと、この全体からすると一部かもしれませんが、6億数千万という話の中で、職員のサイドで、こういう場合には照らし合わせてもう集金やらないんだという話でおしまいになるんですか。それとも、そのまま当面の間は回収できないものとして残すんですかね。不納欠損に持っていくということにも近くなるんですかね。その辺りはどうですか。

○増田商工振興金融課長 商工振興金融課でございます。

徴収停止は、積極的に取らないというだけの状態、それを議会の議決をいただいて、仮に債権放棄ということになりますと、会計上はそれを不納欠損するということになります

す。ですので、議会の議決を経た後、この未収金の額から落ちるとということにはなりません。

○西山宗孝委員 すみません、勉強不足で。

もう1つ、元年度の決算の分として今上がっていると思うんですね、今質問しているところは。例えばこの分は、今後はどういった期間を経て——その間はどのような状況になるのかをお教えいただきたいんですけれども。

○増田商工振興金融課長 商工振興金融課でございます。

現在徴収停止中のものにつきましては、資産の回復が成るか成らないかというのを確認している最中でございます。そこが、じゃあどれだけ成らなかつたら落とす、要は債権放棄に向かうのかというそのきちとしためどはないかと思いますが、その状況をきちっと見ながら、いつ議会の議決をいただくのかっていうか、議会にお諮りするのかっていうのは考えていかなきゃいけないと思っております。

○西山宗孝委員 その間は、もう徴収中止状態だと理解していいんですかね。

○増田商工振興金融課長 商工振興金融課でございます。

その間は、今申し上げましたように、資産の回復状況とかをつぶさに確認をしていくという作業をこちらでは行っているというところで、積極的に相手方に対してアプローチとかしてるという状況ではございません。

○西山宗孝委員 一例でお尋ねしたんですけれども、6億円といえども大きい金でもありますし、多分苦勞されてるということですからお答えいただいているんですけれども、この期間における調査なり情報なりを踏まえ

て、可能性のある限りは、やっぱり財産の回収になりますから、努力はしていただきたいというように思います。

一応、要望としてお願いしておきます。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。

○本田雄三委員 関連ですみません、ちょっと教えていただければと思います。

同じく5ページで、債権回収関係の対策ですけれども、非常に御苦労されているということは認識しております。

その中で、サービサーの利用というか、活用が書いてございますけれども、このサービサーは1社だけなのでしょうか。それと、大体何件ぐらい対応しておられるかがもし分かればと思ひまして。よろしくお願ひをしたいと思います。

○増田商工振興金融課長 商工振興金融課でございます。

昨年度のこのサービサーの使い方としましては、中小企業基盤整備機構、これは一緒に高度化資金を出している機構になります。ここが、債権の調査、アドバイザー業務ということで、要するに、サービサーを使って、そういういろんな調査なり資金回収の方策なりを検討していくようなサービスを行っております。そういうものを使いまして、今現在やっているということになります。

そこに携わってらっしゃるサービサーとしては、その中小機構の資料を見る限りでは、現在3社ほどあるということになります。

それと、昨年度、サービサーを利用したっていうのは2件でございます。これは、事例に応じまして、必要なときにそういうサービスを使わせていただくということで今やっております。

○本田雄三委員 サービサーの活用は効果的

だとは私も思っておりますけれども、基本電話交渉だと思っておりますので、どこで見極めをつけるかは分かりませんが、件数が2件で、これを解消したのであればよろしいかと思うんですけれども、本格的にするのであれば、やっぱりサービサーあたりもっと活用して、件数がもっとあったほうがいいのかなという気はするんですけれども、やっぱり専門的に知識を持って交渉されると思いますので、職員の方の手はかなり繁忙だと思いますので、そこら辺の活用、2件ではなくてもっと活用ができれば、効果的に使ったほうがいいかと思ひますので、御要望したいと思ひます。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。——なければ、これで商工労働部に係る質疑を終了いたします。

引き続き、観光戦略部に係る質疑を受けたと思います。

質疑はございませんか。

観光戦略部はまだできたばかりだけん、今から先のやっぱり将来についての展望あたりを……。

いいですか。

○小早川宗弘委員 じゃあ、すみません。商工労働部のこの本資料の29ページ。

○田代国広委員長 商工だろ。

○小早川宗弘委員 商工です。

○田代国広委員長 じゃあ、逆戻り。

○小早川宗弘委員 すみません。29ページの地域イノベーション基盤整備事業。

これ不採択になったというふうなことで、非常に重要な、これは整備事業ではないかなというふうに思ひますけれども、今後のその

展開というのはどういったことを考えていらっしゃるのか、具体的な、ちょっと詳細な事業の内容等、そこもちょっと教えてください。

○大下産業支援課長 産業支援課でございます。

こちらの地域イノベーション基盤整備事業でございますけれども、昨年度、国のほうから、技術革新が急速に進む中でも、地域企業によるイノベーション創出、生産性向上が進むよう、公設試、大学等による企業支援体制構築に資する先端設備の導入、人材育成を支援するべく構築された事業でございます。そちらのほうに、当県の産業技術センター並びに鹿児島県のほうの公設試と一緒に手を挙げたところでございまして、中身については、セルロースナノファイバーといった、素材の活用といったところで手を挙げさせていただいたところなんでございますけれども、残念ながら不採択になってしまったというところでございます。

産業技術センターのほう、現在も、セルロースナノファイバーの技術開発というのは、県内企業さんと協力しながら行っておりますので、引き続きこういったところにはしっかり取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

○小早川宗弘委員 分かりました。

○田代国広委員長 それでは、いよいよ商工労働部はこれで質疑を終わります。

続きまして、観光戦略部に係る質疑はございませんか。

○松田三郎委員 令和元年度の決算でしょうけれども、この委員会はですね。そういう意味では、すみません、今年度途中で新しく組織になったわけでしょうから、その前提とし

てちょっとお伺いしたいのは、当初予算で――この前ですね、商工観光労働部で言ったときの、例えば、旧国際課の予算とか旧観光物の予算とかいうのをこっちへ移して、あと関係のあるのも引っ張ってきて、観光戦略部の各課の事業っていうのは、これから3月まではそれで進めていくということなんですかね。

○寺野観光戦略部長 今おっしゃるとおりでございます。

○松田三郎委員 これまた令和元年度の決算の委員会で言うのもなんですが、冒頭の寺野部長の意気込みの中で、中段ですけども、他県に先駆けた、あるいは他県にない取組をといるのを、まあ今大体こっちの部のときに決めた予算ではなかなか難しいのかなと思いつながら聞きましたが、意気込みとして、あるいは年度当初にはちょっと予測できなかったもんを新しい部の中でやろうというようなこともあるのかなと思いますので、その辺の意気込み、ちょうど年度で言いますと、令和2年の3月ぐらいまでなら、例のコロナの影響も既にあったと思いますし、観光の分野、今私、観光物産議員連盟の会長もいたしておりますが、観光は裾野が広いっていう話をしておりましたが、その分やっぱりマイナスの影響のときにも、逆に、裾野が広いがゆえに影響を受ける産業も多いのかなと思いますけれども、そういった3月までにももちろん、令和元年度にも影響あつたらうし、引き続き今も観光の分野はいろいろな影響があつてるんだらうと思います。

そういう意味では、ちょっと、何回も言いますが、令和元年度決算の委員会ではありませんが、新しい観光戦略部において、ここに、他県に先駆けて、あるいは他県にない取組を進めるという意味では、観光の分野は少しずつでも戻ってきている、G o T o 関係等々あ

りますけれども、何かやっぱりこういうことをさらにやっていけばいいのかなというのが、部長なり、局長なり、課長なり、何か明るくなるような話題を教えていただければと思います。ちょっとざっくりした質問で恐縮でございます。

○寺野観光戦略部長 今年度当初から10月12日までは旧部でございましたけれども、その間には、御案内のとおり、何回も補正予算あるいは専決をやらせていただきまして、コロナあるいは豪雨を見据えた、観光戦略の基となるベースの観光交流、経済のときに、この今の状況に応じた予算を対応してきたところでございます。

例えば、国のG o T oに先駆けまして、県の宿泊応援キャンペーン、20万人を目標に10億円を出していただきました。結果的に、6万人の利用をいただきました。

おとといはちょっと記者会見をさせていただいたんですけれども、スマートツーリズムと申しまして、非接触型でいろんなことをやろうと。その1つとしまして、企業の方がホテル等でテレワークをしながら、午前中働いて、午後からアクティビティ、観光体験をするワーケーション、これにつきましては、県でほとんど使っておりませんで、各市町村、国立公園内の、阿蘇地域が環境省の予算を旅行商品の造成等に使われていまして、県は既定の観光経費の中でうまく回す金を使ってやると、そういう状況に応じながら、あるいは顔認証システム、顔で空港に入って、ホテル決済して観光施設に行こうと、こういうのは、補正予算、専決予算の中で、次の対応としまして、少しずつ予算で今実証事業を始めようとしたところでございまして、キーワードはイノベーションと申しましたけれども、その中で、コロナの前から検討しておりまして、コロナが始まって加速化してきたスマートツーリズム、あるいは、昨年、私は国

スポの部長でございましたけれども、大変な大成功ということで、レガシーを残したいということで大きなスポーツイベントを引っ張ってくるのもそうでしょうけれども、継続してやっていくようなスポーツ、例えば、今マラソン大会は中止になってますけれども、生かした場合について、走って帰るだけではなくて、どこか温泉に入っただく、あるいはおいしいものを食べていただく、そういう旅行商品とパックになったような継続的なスポーツをやりたいと。あるいは、熊本に優位性のあるスポーツ、前はハンドボールだったんですけども、例えば、たくさんオリンピック選手を出しているバドミントンなど、そんなことにアプローチしながら、また、コロナ後を見据えて引っ張っていききたいなというようなことを今考えております。

○松田三郎委員 部長おっしゃったように、コロナに対応して、もしかすると今までなかった業種なり産業が出てくるという可能性もあるわけでしょうし、我々、この決算特別委員会も、まあ数字が合っている合っていないだけではなくて、きちとした予算の効果的な執行、あるいは次の年度、本年度あるいは来年度につなげるような施策、政策を皆さんと一緒に考えていくというのも大きな役割でしょうから、御自身にあったように、国際スポーツを、まあ自画自賛なさいましたが、大成功に導いた経験のある寺野部長でありますので、期待をしておりますので、皆さん頑張ってください。

以上です。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。

○磯田毅委員 国際課の明許繰越ししたクルーズ船寄港による経済効果促進事業ですけども、実は、やっぱり私は地元において、クルーズ船が来ないというので非常に寂しい中

で、どうしたら、八代港に関連してそういった観光需要というのを高めていくかというのが課題ですけれども、ただ、私個人の感覚としては、1～2年は多分来ないだろうというような予測を立てている中で、八代港のくまモンポートですね、八代の経済効果というのがどんなふうな、この繰越しの中で事業があるのか、ちょっとその点お聞きします。

○川寄観光振興課長 観光振興課です。

繰越しの事業の中身については、冒頭府高課長のほうから御説明ありましたが、なかなかくまモンパークのオープンができていない状況です。

要因としては、くまモンを冠とした公園ということで、今現在コロナウイルスが非常に増減を繰り返している中で、まず徹底した感染予防対策というのを重視して、このくまモンパークのオープンということにこぎ着けなければいけないというふうに考えてます。

今現在、オープン時期については、所有者のロイヤル・カリビアン社と地元経済界、それから八代市さんとの協議を行っておりますので、こちらについては、決定次第公表させていただきたいと思っております。

それと、このくまモンパークがオープンして、それが八代の経済効果にどう波及させるかということですが、今回のこの繰越し事業の中には、単なるくまモンファニーチャーの整備だけでなく、今八代市さんのほうで進められております周遊アプリを使って、57体のくまモンを周遊して、八代市内を観光、周遊できるような仕組みのキャンペーンを今実施されております。2月までですけれども、これらの周遊アプリを八代市さんも積極的に今周知をされておりますし、県としても、県の観光ホームページなどで周知を図っているところです。

今後、このくまモンパークの開園というか、オープンと併せて、また、そういった周

遊アプリを使いながら、八代市の観光客の誘客につなげていければなというふうに考えております。

以上です。

○小金丸政策審議監 すみません、若干補足させていただきます。

クルーズ船につきましては、確かに横浜に停泊しましたプリンセス号とか、あるいは長崎港で修理を受けていたコスタクルーズのイメージがあって、非常にクルーズはマイナスの需要ということで言われてますが、実は、国内を見てもみますと、今日本国籍の船でございしますが、例えば日本郵船の飛鳥Ⅱとか、あるいはにっぽん丸とか、こういったものはもう既に動き始めるということで、一般の公募も始まっております。

そういう中で、申込みも上々だという話もあってございますので、まずは、国内の船が動き出したということで、日本国民が乗り始めるということなものですから、そちらのほうへの誘致とか、あるいはそういった船社を中心にしたファムツアーというか、視察ツアーでございしますが、そういったものを具体的に今後計画していきたいと思っております。

○磯田毅委員 期待が大きかっただけに、八代市民の方はがっかりというような状況ですので、なるべく早くそういった明るい状況が開けるように頑張りたいと思っております。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。

○池永幸生委員 先に、1ページの歳出のところですが、予算現額が決められたにもかかわらず、支出済額が2億ぐらい余るような形で使われた。

熊本県の場合、観光県というような位置づけもしますので、やはり現額を決めたなら

ば、不用がないような使い方はできなかったかなということと、もう一つは、14ページですけれども、すみません、ちょっと教えてもらっていいですか。

振興宝くじの助成金で、ここに2,000万ですかね。この増えているのは、これは、計画的にやられた上で、どういった形で増えたのか教えてもらえばと思います。

○脇観光企画課長 まず、2つ目のほうを先に説明させていただきますけれども、14ページのスポーツ振興くじ助成金のほうにつきましては、当初予定していたよりも支援が大きく出てきて、おかげで県立体育館のLEDなんかを改修させていただき費用に充てさせていただいております。ですので、執行としては、非常に適切に行わせていただきました。

1つ目も、不用額がちょっと2億3,000万ぐらいあるということなんですけれども、これについては、ちょっと大きなエキスが幾つかあるんですけれども、大きいものでいきますと、例えば12ページ、産業展示場の3の災害復旧で9,400万ぐらい出ささせていただいてますけれども、こちらもグランメッセの改修工事ということで、令和元年でずっと進めてはおったんですけれども、例えば、12月時点での工事進捗が非常に低くて、工事内容の変更に対する見込みが立たなかったために、本来ですと2月補正で一部減額も検討したんですけれども、いわゆるどれぐらいの復旧で、どれぐらいお金が要るのかというのがまだ2月時点ではっきりしなかったこともありまして、基本的にはそのまま確保して、2月補正で落とさずにこういった形でちょっと大きく出てしまったというのが一番大きなところでございます。

それと、大きいところでいきますと、15ページの観光費でございますけれども、女子ハンドとオリ・パラのやつでございます。

このオリ・パラとスポーツのやつですけれ

ども、例えば、このオリパラのキャンプ誘致に関しましては、例えば、聖火リレーに関する委託業務の入札残がありましたとか、基本的には入札残、執行残というところでもございます。

特に、ラグビーワールドカップでは、やっぱりスタジアム改修に伴っての工事請負費が866万ぐらい出てしまったとか、そういったところでの入札残の積み重ねで、最終的にちょっと2億ぐらいになってはおりますけれども、大きいところは、その2つというところでございます。

以上でございます。

○池永幸生委員 特に、社会情勢の中でコロナがはやったり、また、外国のインバウンドがなくなったりというのものもあるかもしれませんが、せっかく予算組まれたならば、もっと適正に使ってもらいたいと思います。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。

せっかく観光戦略部ができたわけでございます。熊本県が、御承知のように、観光立県くまもとを標榜している以上は、極めて重要な役割、部署になるというように思っております。

私、先般、日曜日に阿蘇のほうに、10時8分の大津駅から乗ったんですけれども、やっぱり日曜日でしたからでしょうけれども、結構お客さんが多くてですね。阿蘇の道の駅に行つて、お土産物でも買おうと思って握ったんですけれども、レジで並んでいるもんですから、面倒くさいのは好かんもんですから、戻して買わずに帰ったんですけれども、非常に多うございまして、帰る電車はいささか、まあJRさんにちょっと言いたいことがあったんですけれども、行くとき、スイッチバックも割と速いんです、今のは。ディーゼルだからですかね。すすすすと上がっていったですもんね。ああ、これは気持ちいいなど

思いながら行って来たんですけれども、そして、その後また復旧ルートもできまして、非常に急激に阿蘇の観光が、利便性が極めて高まりまして、将来的に非常に有望な観光地としてなってくるのは間違いないし、それだけにまたより阿蘇の観光を磨き上げることが、熊本国際空港が目指す620万人構想にも大いに関連してくるだろうと思いますので、そういった点を含めて、やっぱり阿蘇の観光の磨き上げに、阿蘇の担当者とも常にそういった戦略を練られているかと思えますけれども、いろんな方々の知恵をいただきながら、阿蘇をいかにして有効に活用するかが熊本国際空港の運営会社にとりましても大きく関連すると思いますので、今後は阿蘇の自治体とかあるいは関連する株式会社や国際空港運営会社とも連携を取りながら、最善策を設けて、ぜひ観光立県くまもとのためにも役立つように努力をしていただきますように要望しておきます。

○高木健次副委員長 先ほど、いろいろお話が出てるように、観光、非常にこの観光政策ということで、こういう部ができて、大変熊本の観光戦略にいいことだなと思えますけれども、特に、さっきクルーズ船の話が出て、だんだん回復の傾向にあるということですが、航路、国際線ですよね。外国航路、航空路線、ずっとラオス辺りも今中断してるし、国際線も、非常に倒産をしたり、運航をやめたというようなところで、大変インバウンド、アウトバウンドに大きな影響力を与えてると思うんですね。

だから、この観光戦略部ができたばかりですから、今の状況でどうとも言えませんけれども、来年のやっぱり決算にいろいろと右肩上がり反映できるように、特に観光、インバウンド、アウトバウンド含めて、その取組をやっぱり、このようなコロナ禍の状況だけれども、来年はオリパラもあるし、その辺を

含めてしっかりと取り組んでいていただきたい。

これは、決算委員会での意見のような形になりますけれども、来年の決算委員会にいい結果が出るようにお願いしたいというふうに思います。

要望です。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。

○西山宗孝委員 一番最初、観光戦略のほうに新しい部として、松田先生のほうからもお話があったんですけれども、それに関連して、新しい部として、新年度といいますか、来年4月からは新年度を迎えると思うんですけれども、先ほどおっしゃったスポーツのイベントとか世界大会等々あって、いろんなファクターが混じって観光、熊本を盛り上げていくというお話もありました。

阿蘇も天草も県南も、よく八代出るんですけども、そこだけではなくて、熊本県全体にはたくさん宝物も埋まっている。しかしながら、市町村から、必ずしも県にこういのでこうやりたいという話が全て上がってはこない。そういう意味では、県のこの観光専門の部局ができたわけですから、熊本県を俯瞰的に見て、そして、新しい観光戦略もおいおいつくられると思いますので、ぜひとも、そういった熊本県全体を見て、いろんな分野でネットワークしながら進めて、地域の元気を上げていていただければと。

すみません、意見として、要望として言わせてもらいます。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。

—なければ、これをもちまして商工労働部及び観光戦略部の審査を終了いたします。

次回の第5回委員会は、10月20日火曜日の午前10時から開会し、農林水産部、土木部の審査を行うこととしておりますので、よろし

くお願いいたします。

それでは、これをもちまして本日の委員会
を閉会いたします。

午後2時30分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により
ここに署名する

決算特別委員会委員長